

## 第2回水道ビジョンフォローアップ検討会

### 議 事 録

開 催 日：平成19年5月28日（月）

場 所：経済産業省別館1014会議室

出席委員：宇治委員、遠藤委員、佐藤委員、芝池委員、古米委員、眞柄委員、御園委員(代理)、  
和田委員(代理)

○宮崎室長 ほぼ定刻となりましたので、ただいまから第2回的水道ビジョンフォローアップ検討会を始めさせていただきますと思います。委員の皆様方におきましては、御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の検討会の予定でございますけれども、ただいまから始めまして3時間程度、16時30分くらいの終了を考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきますと思います。

本日の検討会資料でございますが、議事次第に続きまして、資料1が委員会の名簿でございます。

資料2が第1回検討会議事録の案でございます。

資料3が「水道法に基づく厚生労働省の立ち入り検査結果」でございます。これは別紙もでございます。

資料4が「水道ビジョンの主要施策と今後の課題」というA3の資料でございます。

資料5が「水道ビジョンフォローアップ検討会の実施スケジュール案というものでございます。

参考資料といたしまして、前回お配りした資料を多少バージョンアップして参考までおつけしておりますので、これは会議の進展に応じて参照していただければというふうに考えております。お手元がない資料がございましたら、事務局まで言っていただけたらと思います。

それでは、開会に当たりまして、まず山村課長よりごあいさつを申し上げます。

○山村課長 水道課長の山村でございます。本日は委員の皆様方、大変お忙しい中を御出席いただきまして、どうもありがとうございます。前回の第1回の検討会でお決めいただきましたとおり、来年の3月まで、全体で7回ないし8回と大変長丁場の検討会になってございますが、

本日はその第2回目ということで、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

本日は、水道ビジョンの主要施策と今後の課題等につきまして御討議いただくことになっているわけでございます。この第2回と第3回の間頃のところで、ちょうど水道法の制定50周年の時期を迎えます。6月15日に、水道法50周年の記念の行事を予定しております。その中でパネルディスカッションがございまして、水道のこれからについての御議論をいただくことになっております。本日の検討会の資料、あるいは御討議いただきました状況につきましては、可能な範囲でこういった検討にも反映させていただければと、かように考えておりますので、その点も含めまして、どうかよろしくをお願いいたします。

簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○宮崎室長 続きまして、本日御出席をいただいております委員の方々と事務局のメンバー紹介をさせていただきたいと思っております。

資料1、検討会委員名簿を御参照ください。テーブルの御着席順に御紹介いたしますが、本日、伊藤委員におかれましては、所用のため御欠席という連絡をいただいております。

したがいまして、クボタの宇治委員でございます。

三春町の遠藤委員におかれましては、30分程度おくれるという連絡をいただいております。

続きまして、全日本水道労働組合の佐藤委員でございます。

大阪府の芝池委員がお越しになっております。

北海道大学、眞柄委員長でございます。

東京大学の古米委員でございます。

あと、東京都の御園委員におかれましては、本日も代理で東岡様の御出席をいただいております。

主婦連の和田委員におかれましては、本日、代理で兵頭会長の御出席ということで御連絡いただいておりますが、ちょっとおくれておられるようですので、また後で御紹介したいと思います。

続きまして、本日、オブザーバーで出席をいただいております総務省の石橋係長でございます。

最後に事務局でございますが、これは自己紹介で表明をさせていただきます。

○大宮補佐 厚生労働省水道課水道計画指導室の大宮と申します。よろしく申し上げます。

○吉口補佐 水道課の吉口でございます。よろしく申し上げます。

○宮崎室長 水道計画指導室、宮崎でございます。

○立川管理官 水道水質管理官の立川です。よろしくお願いいたします。

○海野補佐 水道課の海野と申します。よろしくお願いいたします。

○宮崎室長 それでは、これ以降の議事進行につきましては、眞柄座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○眞柄座長 きょうはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

きょうは2回目ということでございますので、先回の会議に引き続いて、水道ビジョンの状況など御紹介をいただき、だんだんと本格的な課題について御議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいま、東京都の東岡さんと話をしておりましたら、今年は利根川の上流のダム群の水がほとんどではないかもしれませんが、例年に比べて少ない。これは、今年の冬、雪が少なく、そういう意味で水資源の不足という状況を招いたようでありまして、ヨーロッパでは春が早く訪れて、アルプスの雪が一気に解けて平野部で洪水となり、ヨーロッパの国々は今年の夏は、これは渇水になるのではないかとって心配をしております。そういう意味で、これが地球の温暖化につながっているのかどうかは別にしましても、水道は国際的に見ても、いろいろ厳しい状況にあるようでございますが、そういう問題もさることながら、ビジョンでいろいろと議論されたことが的確に行われているようになりたいものだと思っております。

では、最初に先回の議事録でございますが、お手元に資料がございます。特に意見はないかと思いますが、もし何かお気づきのことがあれば、水道課の方に御連絡をいただきたいと思います。今週いっぱいぐらいに御意見がなければ、これで議事録というふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、先回のときに話題になりました水道法に基づく厚生労働省の立入検査結果について、資料3が準備されておりますので、まず厚生労働省の立入検査結果について御紹介をお願いします。

○大宮補佐 では、資料3について御説明させていただきたいと思います。「水道法に基づく厚生労働省の立入検査結果」を1枚おあげください。水道法第39条1項には、「厚生労働大臣は、水道事業もしくは水道用水供給事業を適正に確保するために必要と認めるときは、報告徴収または当該職員を立ち入らせて検査させることができる」とされております。この規定に基づきまして、厚生労働省では、平成13年度より水道事業及び水道用水供給事業の立入検査を行っております。今年度、平成19年度に20事業者の立入検査を実施する予定でありまして、これで一

巡を終えるという予定でございます。

改めまして、資料の表ですけれども、平成13年度から平成18年度までの立入検査の実施状況でございます。この中で、文書指摘というものについては、特に重要な項目について文書で指摘し、口頭指摘というものについては、文書指摘まで至らないのですが、事業運営上支障を来たす恐れがある項目という形で、口頭で指摘させていただいたということでございます。

指摘数ですけれども、平成16年度以降については延べ指摘数という形でカウントさせていただきまして、16年、17年、18年を見ると、1事業者当たり平均で見ると10件から14件程度の指摘数でございます。

続きまして、次のページを見ていただきたいと思います。このグラフは、凡例に書いてありますように10の分野、資格に関すること、認可等に関すること、水道施設管理に関すること、衛生管理に関すること、水質検査に関すること、水質管理に関すること、危機管理対策に関すること、住民対応に関すること、資源・環境に関すること、地域水道ビジョンに関することなど、10の分野に分けましてそれぞれの文書指摘件数と口頭指摘件数を出したものでございます。各年度で、立入検査を行った対象事業者数、それと対象となりました事業者も異なりますので、多少のばらつきはございますが、大体このような指摘数になっているということで確認していただきたいと思います。

次のページをご覧ください。円グラフになっております。このグラフについては、先に述べました10項の、各分野の平成18年度の文書指摘数と口頭指摘数を合わせたものの割合を書いたものでございます。件数全体としては、危機管理に関する項目が多い状況です。ざっと見ていただくということで、次のページを見ていただきたいと思います。これは事業者の規模別の指摘件数ということで、これも平成18年度の立入検査結果の内訳でございます。左側の棒グラフの4本は、水道事業者の給水人口別の平均指摘件数ということで、一番右側の1本が用水供給事業者の指摘件数でございます。

資料の最後のページをあけていただきたいと思います。これは、まとめたものを書かせていただきました。立入検査の傾向といたしましては、文書指摘としましては資格に関すること、水質検査に関する項目が多く指摘されております。それと口頭指摘については、危機管理対策に関する項目が多く指摘されております。次いで資格、認可、それと水道施設管理に関する項目が多いようでございます。

全般的なものですが、資料の5ページを見ていただきたいと思いますけれども、事業者の平均指摘数という形でございます。小規模事業者に指摘が多いという傾向が見られると思います。

主だった指摘の項目ですけれども、ちょっと読ませていただきます。

「水道事業管理者がその責務を十分に自覚して果たしていない」というところです。

それと、「水道技術管理者が業務を適切に実施することが可能な体制になっていない」ということでもあります。例えば、組織のトップ以外の者が水道技術管理者になっているという形で、ちょっと命令系統的にも問題があるのではないかというようなことでもあります。

それと、「水道施設の老朽化に対し、機能診断の実施や更新計画の策定等、計画的な対応が図られていない」。あと、「水源周辺及び上流域の工場、事業所等、汚染源となり得るものの把握がなされていない」。「水質事故、テロ、震災、停電、渇水等、それらに対する危機管理マニュアル類が整備されていない」。あと、「水道の基幹施設について耐震化対策が進められていない」。「水質検査結果その他、水道事業に関する情報が需要者に提供されていない」。「地域水道ビジョンの策定の検討が進んでいない」というような項目があります。

あと、もっと細かな項目については、ここに足していただきました別紙の資料3という形で、もう少し項目を加えて書かせていただいています。こちらの方の説明は割愛させていただきます。

このような状況で指摘させていただいているのですけれども、先ほど申しましたように立入検査は平成19年で一巡するという予定でございます。これまで各事業者に対しては、指摘事項について改善を求めておりまして、その評価によりまして、2巡目以降の調査では改善がみられることを期待しております。資料3についての説明は以上でございます。

○眞柄座長 ありがとうございます。このことについて御質問や御意見ございましたら、どうぞお出しください。厚労省の認可の水道事業体ということですから、給水人口が5万人以上の分ですね。都道府県認可の立入検査はやっているんですか。やっているか、やっていないかというのは、厚労省でどれぐらい把握しておられるのか。

○宮崎室長 全国の都道府県から、この施設は行ったという状況は把握しています。

○眞柄座長 そうですか。はい、ありがとうございます。

○佐藤委員 地域水道ビジョンの策定の検討が進んでいないというような御指摘があるようですけれども、例えば、それぞれいろんな場面があると思いますけれども、特にこの水道ビジョン並びに地域水道ビジョンにかかわって、厚生労働省としまして周知徹底の仕方についてどうなのか。例えば、全く知らないのか、とぼけてこういう状況なのかということも含めましてですね。

例えば労働組合で言いますと、年4回、全国から集めてそれぞれ課題ごとに徹底をして、次

はフォローアップするというような形で年4回、全国のを集めるのですけれども、厚生労働省の場合は水道事業体を集めるという、そういうシステムになっていませんよね。ですから、例えば日常的にこのことを知っていてこういうことなのか、またはその辺の情報網も含めて、指導体制も含めてどうなのかということについて、お伺いしておきたいんですけど。

○宮崎室長 地域水道ビジョンの策定状況につきましては、厚生労働省のWebで随時、バージョンアップしながら出しております。当初、厚生労働省が水道ビジョンを出した後、地域水道ビジョン策定をお願いしますという通知は出ているわけですが、それでは確かに周知が徹底されていないという御意見もあろうかと思えます。毎年、それ以降、担当者会議ですとか技術管理者の会議とかというのを御用意しております、そういう場でも、現在の地域水道ビジョン策定状況はこうですというような説明はさせていただいているところです。

ちなみに、今のところ、策定数としては100にまだ届かない段階でして、水量的には半分以上は来ているかと思えますけれども、いま一步の努力が必要かというふうには思っているところです。

○佐藤委員 実は私、昨年、日本水道協会の総会に呼ばれまして。ところが、そこもなかなか事業体が出席をしていないというようなことですね。それから、前回の議事録を読ませていただいても、例えばこの「ホームページに掲載していますよ」と。「では、それだけでいいんですか。ほかのことも必要ではないですか」という御意見もあったようでございますけれども、その辺、この水道に携わる者の責任というものをどう植えつけるというか。余り上から言うと、中央集権的だというようなことで。地方分権の時代ですから。その辺、問題意識をどう持たせるのかというところが。労働組合は労働組合なりに努力はしていますけれども、その辺がちょっと難しい、悩ましいということもあるものですから、ちょっとここは気になったんです。

○宮崎室長 ですので、いろんな機会を通じて、地域水道ビジョン策定ということをやればいいですよ、ということは申し上げているつもりですけども、なかなか浸透していないというのは、おっしゃることかもしれません。

先週、実は釧路で日本水道協会主催の研究発表会がございまして、その中で最初の日が、フォーラムというのがございまして、「水道施設のリスク管理」というフォーラムだったのですけれども、その場に私、出席しておりました。そこで、リスクのことをいろいろ、今回の立入検査の結果なんかも踏まえながら話をさせていただいたついでに、地域水道ビジョンもなかなか進んでいないと。これはそれぞれの事業体が自らの状況をまず把握して、将来どうしたいのだということアピールしていく必要があるのではないかと思う、という話はさせていただいて

おります。

ただ、おっしゃるように国がああやれ、こうやれという時代では決してないものですから、自ら必要だと思ってやっていただかない限り進まないというのも現実だと思っておりまして、なかなか難しいと思っております。

○眞柄座長 佐藤委員がおっしゃったように、やはり地域水道ビジョンも、3年ぐらいをめぐにつくってくださいということになっているので、いろんな機会を通してお願いをしなければいけないのですが、最初につくられたところが、みんな立派なので自分のところもそれぐらいつくらなければいけない、と構えてしまっておられるところもあるのではないのでしょうか。

先回、釧路の研究発表会で宮崎さんが言われたように、そんなに難しく考えないでつくっていただければいいのだということをお話ししていただけると、案外やってくれるかなという認識は、私も持っています。立ち入り検査のことで何かありますか。

○古米委員 これは法律上で、この立ち入り検査をして指摘をすると。それに対して、指摘を受けた事業体のアクションとしては、何か「指摘事項に対してこういう対応をしました」という報告を上げてくるというプロセスがあるわけですか。

○宮崎室長 文書で、あるいは口頭も含めて指摘をさせていただいていますので、それぞれの事業体からは「このように改善しました」という報告をいただいております。

○古米委員 それは同じように、都道府県認可の方も立ち入り検査をもしやっているとすれば、同じような法律上のフィードバックを都道府県側は受け取っているということが、法律上では定められていると。立ち入り検査をするというのが決められていれば、指摘したものに対して返事が。やり方が任されているというふうに。

○事務局 やり方は任されていますけれど。

○眞柄室長 やり方は任せられているという。でも、それにしてもこれは残念な例が多い。例えば布設工事監督者、置いてないことはないはずですが、置いてない場合もあったんですか。

○宮崎室長 ちゃんと任命していないというケースと、よく理解していないケースがありました。その水道技術管理者と布設工事監督者を考えますと、布設工事監督者の資格を持っているれば当然、水道技術管理者の資格を持っているはずですけども、その人数が逆転しているとか、いろいろあります。

○眞柄座長 水道法の解説と講習会をやれというわけではないけれども、認識不足という感がします。

○山村課長 このあたりのところも現実ということで、委員の先生方にも見ていただきまして、

今後の御意見をいただければと思います。

○眞柄座長 地方分権になってそれなりにナショナルミニマムとシビルミニマムで、ナショナルミニマムぐらいは守ってくださいという話になっている。しかし、困ったものだ。

質問ですけれど、石橋係長もいらっしゃるから、この別紙の3の住民対応に関する事で、「生活困窮者に対して給水を行う場合の福祉部局との連絡・連携体制がとられていない」という事項がありますね。私の知っている水道事業体で、料金未納の調停が大体年間1,200万ぐらい。1人の人件費が、その水道事業体は800万なんです。すると、1.5人分ぐらいです。それを水道事業体の財政状態をよくするために包括委託しようとしているんだけど、それで3人減るといいます。だけど、1,200万円の未納のをもらえば、1.5人分というお金が生じる。では、何で調停をやっているのかと聞いたら、生活困窮者が多いから取れないと言う返事でした。

今のこの「生活困窮者に対して給水を行う場合の福祉部局との連絡・連携体制がとられていない」ということは、例えば今のようなことがあったら、福祉部局からお金をもらいなさいという、そういう指摘事項ですか。どう解釈するのですか。

○吉口補佐 以前、生活困窮者の方で、水道もとまっている中で実際にお亡くなりになられた事例が確かあります。

○眞柄座長 ああ、ありましたね。

○吉口補佐 そういった事例もございましたので、お支払いいただいていない中で、実際に給水を停止するに当たりましては、本当にお困りの状況を福祉部局との連絡をとった上で、よくよく確認した上で血の通った対応をする必要があるのではないかとということで、厚労省の方からも事業体の方にそういう話をさせていただいており、そのことを言っております。

○眞柄座長 生活困窮者に対して給水停止する、あるいは給水停止をしない、そのときに一般市町部局というか、要するに福祉の予算を水道事業者に繰り入れるという制度はないですよね。水道事業の立場からすれば、きちんとする必要があると思います。

○吉口補佐 生活保護を受けておられる方については、そこからいただくような形になりますけれども、天引きさせていただくかどうかは、そのケース、ケースで、状況によって先にいただいているようなこともあるということでもあります。

○事務局 もう1点、別の視点がありまして、水道も行政サービスの一環である中で、本来は生活保護を受ける資格があったらうけれども、受けていなくて、なおかつ水道料金も払っていなかったというような事例があったということも聞いています。そういった意味で、水道職員もアンテナ的な役割を果たしてはどうかということです。



○眞柄座長 水道事業の持続性という観点からすれば、いずれかの段階で、要するに未納の料金をどういうルールで調停するかというのを考える時代に来ているのではないかという認識は、最近とみに持っています。そういう意味で、これを機会に一度勉強してほしいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○佐藤委員 私もちよっと気になったのは、例えば生活保護世帯ということならわかるのですが、では何を基準に例えば生活困窮者で決めつけるのか。例えば最近問題になっている学校給食費未納問題がありますよね。

○眞柄座長 保育料もそういう状況とされています。

○佐藤委員 あれは単に生活が苦しいというのではなくて、義務教育で何で払わなければならないんだという親の身勝手があるじゃないですか。そういうことからして、ここに書いているような生活困窮者という基準、何を見てこういうふうに位置づけているのかなというところが、非常にわかりづらい。

○眞柄座長 北海道の夕張市ではないけれども、財政的に厳しい市町村で、調停しようと思っでもしきれない、そのまま残っているというところが結構ある。それは結局は、小さな町ですから、積もり積もっていけば水道事業それ自体を難しくしているというところもないわけではないので。だから、小さいところへ行けばもっと深刻な問題だろうと思うので。その辺のルールづくりを少しお考えいただければ。

○東岡代理 よろしいですか。私はこの仕事をした経験がありますので。現場を回ってお客さんの水道メーターを見るというような仕事をしましたので。今、佐藤委員長からもおっしゃられましたけれど、生活保護を受けている方は、多分生活保護費を算定するその生計費の中に水道料金というのは当然入っていると思います。それを別のことに使って、水道料金を払わないというパターンだと思うんです。だから、使った分の水道料金はきちっと払ってくださいということで、払えなければ、申しわけないですけどもめさせていただきます、ということでとめておりますけれども。

水道は独立採算で、受益者負担ということでやっていますから、ある方がお金を払わなければ、その分はほかの人が負担するということになりますから、自分が受益したものは自分で払っていただくと。生活保護費の中にはその分、生計費のカウントされているはずですよというところがルールだと思うんですけども。

実際には、社会的弱者ということで、例えばマスコミだとか、生活保護でなくても本当に生活困窮している人もいると思うんですよ。その人たちに対応するときに、眞柄先生が言われ

るように、今、ルールがはっきりしないですね。こういうふうには、事前に福祉部局と連携をとった方が事実上円滑的に仕事ができるということは言えると思いますけれども。こういうケースの場合はこうすべきだ、というようなルールをきちっと明確にされれば、弱者いじめだとかそういう話にならなくて済むし。それでなおかつ、それは独立採算、受益者負担の原則の埒外でカウントしますよというふうなことになればいいんですけど、今、そこにならないと、きわどいところで仕事をうまくやっていくためにどうすればいいか、ということでやっている世界だと思います。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○兵頭代理 実はこの生活困窮者というところで、今、高齢者の中には、逆に私どもから、ちゃんと申請して生活保護を受けたら？と申し上げても、お上の御厄介になるのは申しわけないとか、そういうようなあれで、現実には水道をとめられてしまう。そうしたら、いいか悪いかわからないんですが、公園に行って水を汲んでくる。トイレもそこに行くというような形です。かつてと違って、今、生活保護を受けるのにも自分の方から申請しなければいけないんですね。できないと言うのは失礼ですが、ではお手伝いして、行きましょうと言っても、なかなかそこにあれしない。

それで雨の振る中を、大変見るに耐えないような感じがございますので、やはり本当に水道のメーターをはかるなり、あるいは料金を徴収する方たちが、その範囲でできるかできないか、そのルールづくりをして、どこにそういうことを持っていったらいいかと。今、東京都の方からお話があったように、本当にやはり受けるべき、人間として最低限の生きる権利を何とかしていただきたいという方が現実にあります。さっきのその給食費の問題とは全くあれなところがありますので。そういう意味ではやはり、支払うものもそこには幾らかのお金をして、共同にいい世の中を暮らしていきたいということになるのではないかと思いますので。その辺をもとに、よろしくをお願いします。

○眞柄座長 はい。ありがとうございます。いろいろと厄介なことを申し上げて済みませんでした。福祉をやっているのも厚労省ですから。

それでは、立ち入り検査のことについてはこういう状況であるということで、水道技術管理者の所掌する事項以外の部分の話題にもなりましたけれども、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして「ビジョンの主要施策と今後の課題について」、きょうは5章あたりが主になると思いますので、御説明をよろしく。

○吉口補佐 それでは、資料4を中心にいたしまして説明をさせていただきますが、まずこの

検討会の前回、第1回におきましては、水道ビジョンの第1章に記載の「水道を取り巻く状況」と、第2章に記載の「水道の現状と将来の見通し」につきまして、概観をいただいたところでございます。今回は、厚労省において水道ビジョンの5章、6章で掲げました主要施策ごとに、目標の達成状況、各施策、方策の進捗状況について整理をし、目標の達成に向けて現時点で課題を抽出、整理させていただきました。

この資料4が、それをまとめたものでございますが、資料4をもとに、次回以降の検討会におきまして分野ごとに詳細なレビューを行っていただこうと考えてございますけれども、その分野ごとの詳細なレビューに先立ちまして、レビューに当たって着目すべきポイントなどにつきまして御意見をいただければと考えております。また、冒頭、水道課長からも申し上げましたが、本年で水道法公布から50周年ということで、来る6月15日に都内で記念シンポジウムを開催する予定でございますが、そのシンポジウムにおきましては、50年を振り返るとともに我が国の水道の将来を照らす機会にしたい考えでございます。

この資料4には、別紙ということでA4のカラー刷りのものを別に用意してございますけれども、資料4のこの今後の課題の中から抽出をして、概要版として作成しているものでございまして、シンポジウムの中でビジョンのフォローアップにおいて、これをたたき台に、水道の今後の課題についての検討に着手したことについて話題提供をしていきたいと思っております。

それでは、A3の資料の方を1ページおめくりいただきまして、分野ごとに1ページに整理をしてございますが、資料の構成といたしましては、左肩の「主要施策」という部分については、これは水道ビジョンの中で掲げられている施策でございます。その下の箱でございますが、「目標の達成状況」ということで、ビジョンの中で記載されている政策目標の達成について、どこまでの状況になっているかということを数値等で整理しているものでございます。それからその下の「進捗状況」、これは関連する取り組みの進捗状況をまとめたものでございます。そうしまして、右半分にまいりまして、そうした目標の達成状況、取り組みの進捗を踏まえて、その分野の現在の状況について評価をし、そして今後の課題について整理をしていると、こういう構成になっております。

それでは、まず「水道の運営基盤の強化」、この分野につきまして御説明をしたいと思っておりますが、運営基盤の強化につきましては、水道ビジョンの中で新たな広域化の推進や、集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築をしていくという施策を掲げてございますが、これに対しましては新たな広域化、人口率を100%にしようという目標を1つ立てております。そ

れで、15年、16年ということで、68.4、68.6と掲げてございますが、実はこの数字につきましては、用水供給事業から受水している上水道事業の給水人口と、都道府県営あるいは企業団営の上水道の給水人口を足し合わせたものでございますので、現在、新たな広域化ということで用水供給事業と末端事業の垂直統合ですとか、あるいは経営の一体化、事業の一体化、管理の共同化といったような新たな広域化の今の検討状況を加えますと、指標が必ずしも適切ではございませんので、今後、この新たな広域化をあらわす指標については、再検討が必要かと思っ  
ているところでございます。

一方では、新たな広域化の観点から、都道府県、各地においてその共同化を図っている事業が出てきておりますので、それを都道府県単位で見ますと、業務の共同化を図っている水道事業が存在します都道府県は27に上っているということでございます。

2つ目の関連指標としましては、給水カバー率100%ということで、これは水道によって給水される人口と、それから法適用外の小さな規模の事業についても、技術管理が適切に、ソフト統合などでカバーされればそういった形で安全な水の給水カバー率、給水がカバーされるわけでありまして、17年度におきましては水道普及率の97.2%に、飲料水供給施設による供給人口を加味いたしますと、97.4%という状況になってございます。これにつきましては、今後は水道事業者が法適用外の小規模水道など技術管理を行っている人口を的確に把握することが課題となってございます。

こうした新たな広域化、最適な水供給施設の構築に関しましては、地域の状況に適した広域化、統合化を進めることができるよう、モデル地域を設定しまして、具体的な調査を進めるとともに、広域化のメリット、課題等を取りまとめた広域化計画策定指針を策定中でございます。

次に、2つ目の最適な運営形態の選択、及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築に関しましては、例えば目標としましては第三者委託を推進しようということでございますけれども、第三者委託の届出件数につきましては年々増加をしているところでございます。また、水道事業に携わる技術者の確保という部分につきましては、技術者数については、水道統計によりまして17年度の値が明らかになった段階でございます。今後は、その推移の確認が必要かと考えておりますが、その技術者の確保の一番下のところでございますけれども、水道施設管理技師登録者数、これは日本水道協会が中心になって16年度から創設された技術者の技術力の評価判定制度でございますけれども、こちらにつきましては年々、その登録者数が増加しているという状況でございます。

これらに関連しました取り組みとしましては、簡水等の小規模水道の維持管理の強化を行う

ために、共同管理の手法について今、調査を実施中でございます。また、水道事業者による経営状況の自己判断と運営形態、改善の検討実施に資するということから、自己診断手法、及び運営形態改善検討手法を、運営形態最適化ガイドラインとして取りまとめる予定でございます。そのほか、第三者委託のガイドラインですとか、水道事業にPFIを導入する際のガイドラインにつきましても、取りまとめる予定でございます。

次に、3点目の主要施策でございますが、コスト削減を行いつつ、適正な費用負担による計画的な施設の整備、更新を図っていくという施策に関しましては、老朽化施設の割合をゼロにしていこうという数値目標を掲げてございます。老朽化施設の割合につきましても、これも水道統計によって17年度の値が明らかになったところでございまして、今後はその推移の確認が必要というふうに考えているところでございます。

こうした施設の更新、改築に関連します取り組みとしましては、施設の健全度を判定するための手引きとしまして、水道施設の機能診断の手引きを取りまとめておりますし、また、施設更新の必要性を客観的、定量的に説明するためのツールといたしまして、水道施設更新指針を取りまとめてございます。そのほか、日本水道協会の方におきまして、料金算定要領というのを定められてございますが、現在、水道料金制度調査会において、更新、再構築費用の確保等の観点から、料金制度についての見直しの検討が進められているという状況でございます。

こうした達成状況、進捗状況を踏まえまして、現時点におきます評価といたしましては、新たな水道広域化に向けた検討や、簡易水道等の小規模の水道の維持管理強化に向けた共同管理手法の検討が進んでいるところでありまして、これらについては一定の検討成果が得られつつあるのではないかとこのように考えられます。また、第三者委託やPFIを含めました多様な運営形態についての検討、こちらの方も進めておりますが、各種ガイドラインとして取りまとめる予定でありまして、今後は多様な運営形態によって水道事業が行われていくことが見込まれるというふうに考えられます。

それから、計画的な施設の整備、更新の関連につきましても、施設の健全度評価を行うための指針、更新の必要性を説明するための指針が取りまとめられておりますし、料金制度についても見直しの検討が進んでおります。一方では、施設の健全性の維持、改築・更新費用の最小化や平準化といった観点から、ほかの公共事業の分野におきましてはストックマネジメント、あるいはアセットマネジメントといった考え方が適用されつつございまして、こういったものを水道分野へ適用していくということも必要になってくるのではないかと考えられますし、更新積立金等による改築更新費用の確保については、これも東京都水道局さん等、一部の先進的

な事業において検討あるいは実施が図られている状況かというふうにまとめられようかと思えます。

これらを踏まえまして、今後のこの分野の主要な課題といたしましては、将来的な水道の運営基盤の確保のためには持続的な経営、健全な水道施設、質の高い技術力による安定的な維持管理が必要不可欠ということで、運営基盤を確保するために必要な水道事業の事業規模等についても検討が必要ではないかというふうに考えられます。また、水道施設の運転、維持管理や、改築・更新、危機管理体制の確立等につきましては、これまでの認可等によります事前の規制といったことから、今後は適切な運営等が実施されているか否かを確認するための事後監督型の養成システムへ移行していく、こういった検討が必要ではないかと考えられます。

それから、水道事業は受益者負担を原則としているわけでありまして、施設の将来の改築・更新に当たりましては、住民等需要者の理解を得ることが重要であります。そのためには、需要者への説明責任を果たした効果的、効率的な技術管理、運営、すなわちアセットマネジメントの考え方の導入の検討や、更新積立金等の資金確保策の検討、それから改築・更新のための必要な負担についての受益者の方の理解を得るための情報提供のあり方、こういったところについての検討が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして次の、2番目でございますけれども、「安心・快適な給水の確保」の分野でございます。こちらにつきましては、4つの主要施策ということで、原水から給水までの統合的アプローチによりまして、水道水質管理水準を向上させていこうということ。それから、水道法適用対象外の未規制の施設などの小規模な施設の水質管理対策を充実していく。それから、給水装置の信頼性の向上。4点目としまして、より高度な管理技術の導入の促進。この4つの施策が掲げられているところでございますが、まず統合的アプローチによります水質管理水準の向上、あるいは最後のところのより高度な水質管理技術の導入の促進に関連いたしましては、異臭味被害を5年後には半減させ、さらにはゼロにしていこうと。あるいは、水質事故発生をゼロにしよう、原水良好度を向上を図っていこうという目標を掲げているところでございますけれども、異臭味被害率につきましては、近年は減少をしていないというような状況にあります。それから、給水停止に至った水質事故につきましても、依然として年間10件以上が発生している状況でございます。

これらに関連をいたしましては、水源から給水栓まで一貫した管理の徹底のために、WHOが提唱しております水安全計画、これを策定するための水安全計画ガイドラインの作成の作業を進めているところでございまして、本年度にはこれを完成させたいということを考えてござ

います。また、飲料水健康危機管理実施要領、これを適切に運用していくとともに、衛生管理の不徹底に起因する水質事故の発生の際には、事業者等に対して注意喚起を行っているところでございます。

それから、原水水質の改善が進まない水域につきましては、高度浄水処理技術の導入のために国庫補助制度を継続して実施しているところでございますし、そのほか、新たな技術開発としまして、原水条件に応じた上水処理プロセスの選定の指針でありますとか、あるいは臭気原因物質等に関する研究といったものを進めておりまして、これに対して国の方からも研究費の補助を行っているところでございます。

それから、流域等の関係者の連携の強化、利用者に対しての水質管理についての情報提供の関係につきましては、一部事業体で積極的に実施されているところもあるわけでございますが、事業体によって対応の差が大きく、連携といったものが見られない地域、適切な情報を行っていない事業体も、残念ながら存在しているところであります。

それから、17年度からは水質検査計画の策定が義務づけられているところで、計画的な検査の実施が図られてございますけれども、事業体、地公体、登録水質検査機関において、精度に問題のある機関が存在しているところでございます。

次に、法適用外の未規制等の小規模な施設の水質管理対策の充実につきましては、未規制小規模施設の把握率は低い状況でございますし、また小規模貯水槽水道、及び飲用井戸の管理率も低い水準で推移しているところでございます。こうした貯水槽水道、飲用井戸等に関連します対応としましては、貯水槽水道につきましては18年度に管理・運営マニュアルをまとめたところでございます。

それから、依然として法適用外の小規模な施設において水質基準が超過している事例が見られているところでありますし、飲用井戸における水質検査につきましても受検率が低く、基準に適合していない飲用井戸が多数存在している状況でございます。

それから給水装置の関係でございますが、こちらは給水管、給水用具の事故数をゼロにしようとする。あるいは鉛製の給水管の総延長を5年後には半減をさせ、最終的にはゼロを目指そうという目標を掲げてございます。まず、給水装置につきましては、逆流防止装置の安全性についての調査検討を実施しているほか、給水装置の工事につきましては平成8年に規制緩和ということで、指定給水装置工事事業者の制度が水道法の中に位置づけられましたが、施行後10年たったということで、その施行状況を評価するとともに、どんな課題があつてどういった方向でそれを解決していくべきかについて、検討に着手をしたところで、検討会を設置し、検討を

開始したところでございます。

それから、鉛製給水管の布設がえの問題につきましては、布設がえ促進策について水道協会に設けた検討会で、鉛製の給水管布設促進方策の報告書をまとめていただいておりますので、それが厚労省の方からも周知をさせていただいているところでございます。

こうした中で、総合的な評価として、統合的アプローチによります水質管理水準の向上につきましては、水安全計画ガイドライン策定に向けた取り組みを着実に実施している一方、給水停止に至る事故が毎年発生しておりますし、飲料水に起因する感染症も散発的に発生していることから、水質管理のさらなる徹底が必要というふうに評価されるのではないかと考えております。

それから異臭味被害については、改善傾向が鈍化しておりまして、高度浄水処理の導入は着実に進んでおりますが、今後も異臭味被害を改善するための取り組みが必要というふうに考えております。

それから流域等の関係者の連携の強化ですとか、水質管理の情報の提供については、まだ十分な状況とは言えないのではないかと考えております。

それから水質検査の精度の関係につきましては、事業体、地公体、登録水質検査機関における精度確保に向けての検討が必要というふうに考えられます。

給水装置の関係につきましては、事故の情報の収集体制が現状でもまだ不十分ですので、こういったところに問題点があるかと思っております。

鉛製給水管につきましては、先ほど申し上げました報告書によりますと、年間4～5%程度推進しているというところでございますけれども、今後も引き続き促進していくことが必要な状況でございます。

それから水道法規制対象外の施設の水質管理の状況については、更なる改善を図ることが重要でございます。

また、未規制小規模施設把握率の手法につきましては、残念ながら意味のある適切な数値を算出するのが難しい状況にありますし、飲用井戸の施設数、施設管理状況の実態把握もなかなか難しいところがあるのかというふうに考えております。

これらを踏まえまして、現時点に起きます今後の課題としましては、まず水道水質管理の更なる徹底を図っていく必要があって、そのためには水道施設管理の適切性と透明性を確保するための手法についての検討が必要ではないかというふうに考えております。平成15年の水道法施行規則の改正によりまして、水質検査につきましては水質検査計画をつくって、それを事前



の公表をすることによって適正と透明性を担保するというようなこともやってきているわけですが、施設の管理の適切性、透明性を確保するような手法について、今後検討が必要ではないかというふうに考えられます。

また、水質汚染事故、異臭味被害状況の改善のためには、流域等の関係者の連携の強化に向けた具体的な取り組みというところが必要ではないかと考えられます。それから給水装置の関係につきましては、給水装置の工事事業者の精度に関しまして、施工状況の評価と課題解決方策について検討をし、改善すべき点についてはその方向性をまとめ、取り組んでいく必要があるというふうに思っております。鉛製給水管の布設がえに関しましては、これを促進していくということがまだ必要でございまして、指導を強化していく必要があるのではないかと考えられます。それから小規模の管理につきましては、引き続き管理水準の向上に向けての取り組みが必要でありますし、貯水槽水道の管理の体制、制度につきましては、検査結果等の利用者への情報提供、問題があった場合の通報体制等について検討する必要があるのではないかと考えられます。飲用井戸につきましては、把握率を高めることが必要であり、そのためにはそうした方策、あるいは評価指標の検討が必要でありますし、水質管理率の向上のためには利用者の関心を高めることが必要でございまして、小規模施設につきましても、水質検査結果の利用者への提供も課題ではないかというふうに考えてございます。

次に、3つ目でございますけれども、「災害対策等の充実」の分野でございます。こちらにつきましては、ビジョンの中で指標といたしまして4つの事項を掲げてございまして、地震対策の充実、確実な対応。それから湧水の関連につきましては、地域特性を踏まえた対策の推進。3つ目としまして、相互連携、広域化による面的な安全性の確保。4つ目としまして、実際に災害が発生したときの事後対策の充実。こういった主要施策を掲げているところでございます。

1番目の地震対策の関係につきましては、政策目標値といたしまして上水施設や配水池等の基幹施設の耐震化率を100%にしていこう。あるいは、基幹管路の耐震化率を100%にする。こういった目標を掲げているところでございますけれども、この数値の取り方といたしまして、17年度の調査から耐震化の定義を厳格化し、基幹施設についてはレベル2地震動に対応して大丈夫というものを上げてくださいというふうにし、管路の方につきましては、ダクタイル鋳鉄管の耐震継ぎ手、鋼管の溶接継ぎ手、ポリエチレン管の融着継ぎ手を耐震化された管路というふうに見ますというようなことで、定義を厳格化いたしましたので、数値といたしましては16年度と比べて逆に減少しているような状況になってございます。ちなみに、管路につきましては従来の定義で見ますと、17年度よりも若干上昇をしてきているというところでございます。

さらに昨年度でございますけれども、管路の耐震化に関する検討会において、管路の耐震基準の明確化ということと、そうした基準に照らして管種ごとの耐震性能の整理ということをしていただいたわけでありまして、今後はこの検討会における検討結果も踏まえまして、管路耐震化率の考え方についてはもう一度再整理が必要な部分もあるのかというふうに考えてございます。

地震対策の部分の取り組みの状況につきましては、基幹施設の耐震化につきましては、本年度の予算より、配水池や浄水場等の基幹水道構造物に対しましては、これを耐震補強する事業に対して国庫補助できる制度を創設したところでございますし、また従来から実施しております石綿セメント管の更新事業につきましては、補助要件の一部をさらに緩和をいたしまして、布設がえの促進を図るという取り組みを進めているところでございます。

次に、喝水の関連でございますが、施策目標といたしましては、すべての事業で地域の実情に応じた給水安全度を確保するという目標を掲げております。これに対します数値といたしまして、水道協会規格のP Iの方から、水源余裕率というのを引用させていただいて数値を整理してございますが、水源余裕率につきましては現在、増加傾向が見られるところでございます。

それから、そのほかの相互連携、広域化による面的な安全性の確保ですとか、発生後の事後対策の充実の関係につきましては、すべての事業で応急給水目標量を確保しようとか、あるいはすべての事業で応急復旧体制を整備する、特に地震発生について注意を要する東海・東南海・南海地域では、できるだけ早期にこれを確立するという目標が掲げられてございますが、これに対しましては、配水池容量の2分の1と緊急貯水槽の容量を給水人口で割りました、給水人口1人当たりの非常時の飲料水確保水量、貯留飲料水量について見てみますと、着実にその容量について増加をしているところでございます。また、バックアップ率というのも載せてございますけれども、17年度の数値に比べて、15年度の方が逆に高くなってございますが、ここは15年度は冷夏であったことが影響しているのではないかとというふうに考えてございます。

それから応急復旧体制につきましては、まだ体制が整備されていない事業者が多く見られるところでございます。こうした危機管理対応の関連につきましては、危機管理マニュアルとして水道の危機管理対策指針策定調査報告書を策定しまして公表をしているほか、水道施設の耐震化計画策定指針、これは阪神淡路の被災経験を踏まえて定めた指針でございますが、現在、その改訂作業を行っておるところでございます。それから、先ほどの管路の耐震化に関する検討会につきましては、昨年度御検討いただいた成果がまとまっているわけでございますけれども、それを踏まえ、耐震化の基準を明確化していくということで、水道施設の技術的基準を定

める省令の改正につなげていきたいと現在考えているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、現時点の総合評価でございますけれども、基幹施設、基幹管路の耐震化については、まだ明確な形で数値に見えるところまではいっていないのかなというふうに考えられます。それから、事業体において耐震化計画が十分に策定されていない状況も見られるところでございます。それから、各種マニュアルの整備、省令の改正などによりまして、施設の災害対策、耐震化の一層の促進を図る必要があるかと思えます。湧水につきましては、地域の実情、特性を踏まえて、水道水源開発等の対策を着実に進める必要があるものと考えております。

今後の課題でございますけれども、耐震対策としましては石綿管、これは特に耐震性については弱い管路ということでございますけれども、早期に石綿管の全廃を図る必要がございますが、そのための方策について検討が必要ではないかというふうに考えてございます。

それから既存施設につきましては、現在の施設基準省令の中では、大規模改造時までは現行の施設基準を適用しない、適用除外という形になってございますので、こうした経過措置が逆に耐震化事業を滞らせている面があるのではないかという指摘もあるところでございまして、経過措置の運用について見直しが必要ではないかと考えられます。

それから関連しまして、事業体において耐震化を計画的に実施していくために、耐震計画の策定、そうした計画の実施に向けた指導を強化していく必要があるのではないかと考えられます。

湧水の対策につきましては、近年の少雨化傾向等を踏まえまして、地域の特性に応じた対策の充実を図っている必要があるのではないかと。そういったところが、この「災害対策等の充実」の分野の現在整理される主要な課題ではないかというふうに考えてございます。

以上、3つの分野のところまでにつきまして、説明をさせていただきました。

○眞柄座長 ありがとうございます。御議論をいただこうと思いますが、ちょっと内容が盛りだくさん過ぎるので、10分ぐらい休憩をさせていただこうと思います。皆さん、ちょっと御質問や御意見をいただけたところの整理をお願いしたいと思います。では、10分間休憩させていただきます。

(休憩 10分)

○眞柄座長 では、再開したいと思います。先ほど御説明がありました1から3までのところ

で、まず1のところに関して御質問や御意見ありましたら、どうぞお出してください。

○宮崎室長 座長、済みません。冒頭申し上げましたように、きょう、お2人おくれてお見えですので、改めてここで御紹介したいと思います。

三春町からいらしていただいております遠藤委員でございます。

それと、本日は主婦連の和田委員が御欠席で、代理で兵頭様においでいただいています。

○眞柄座長 それでは、「運営基盤の強化」のことに、いわゆる新しい法律の概念と、それから連携の話と、それから更新、それと関連した料金ということですが、御質問や御意見がありましたら、どうぞお出してください。

○芝池委員 こういった新しい概念で、こうしてビジョン以降、厚労省の方からも御指導いただいているわけですが、私ども、全国的に言えば、垂直統合のモデルになる府県ではないかというふうに期待されているというふうに承っているわけですが、2年間、こういう感じでかなり、我々用水事業者とその末端水道事業者との間での広域化の道はないものかといった形で探ったわけですが、やはりなかなか難しいです。大阪というのは全国でブービーの小さな府県なんですよね。だから、そうしますと非常に密度も高くて、効率よく水道事業が実施されているということでありまして。

他動的要因としては、むしろ自治体の、市町村の最大の経営課題は、同じ厚生労働省行政の中でも病院なんです。だから、なかなか水道の方に目が向いてこない。私の私見ですが、もう一回ぐらいは値上げできる、水道料金をアップできる余地を持っているように思うんです。だから、なかなか切実感が生まれてこない。

もう一つは、広域化という形に視点を置くと、用水事業者と水道事業者の経営統合まで私、考えているんですけれど、でき上がったあかつきの形態が見えないんですよ。例えば東京都さんがお進めになったように、水道事業者が、大きな水道事業者が小さい水道事業者を吸収していくというのは、水道事業の末端までよくおわかりなので、余りリスクをお覚えにならないのかもわかりませんが、用水事業者が末端水道事業者を垂直統合するようなイメージでいきますと、我々用水事業者からすると末端のその水道事業者の苦労がなかなか見えなくて、そこに対する経営リスクみたいなやつを、我々も臆病になる部分は少しあります。なかなか経営風土がまた、フィールドが違うんですよ。だから、なかなか見えてこない。本当に水道ビジョンで垂直統合のモデルを、厚生労働省としても全国にモデルをお示しになりたいのだったら、できたら我々も助けていただけないかと。

例えば大阪府営水道なんですけれども、府営水道に町村水道を全部吸収していくと。言わば

東京都方式ですね。

○眞柄座長　そうです。

○芝池委員　そういう方式でいくのか。我々も全く違うフィールド、例えば企業団方式で。一部事務組合的に全く違うフィールドに出て、そこへ水道事業者に統合してもいいというところを、この指たかれ方式でも何でもいいですけど、引っ張り込んで、全く違う水道事業体でつくっていくのかというふうな議論が、中で行われているわけです。そのときに、では用水事業会計と、今度は水道事業会計を、1つの事業体の中でどう仕分けするのか。これまた難しいんですよ。

幸い我々、非常に黒字がありまして、その黒字の部分は末端水道事業者からの水道料金の支払いで、用水料金の支払いで維持できているわけですから。縦に割れば、統合する水道事業体からの黒字部分を論理的に計算できて、その部分をゼロにして統合体をつくっていくというようなことは、論理的にはできるんですけど、なかなか難しい。

民間の場合、私、商工に長くおりましたから、例えば本支店間会計みたいなやつをもって、その会社が外部のエンドユーザーと取引される価格と、本支店間で取引される価格では、当然、本支店間取引の方が安いんですよ。だからそういう、例えば用水事業者の価格をダウンさせて、その統合したところに対する用水事業としてカウントをして、そういう会計統合していくというふうなときにどうなるのかとか、いろいろなビジョンを超えて、次、具体のアクションを考えていきますと、非常にいいものができそうで、現実にはなかなかその公務員制度、身分から始まって難しい問題があると。だからそのあたりを、かなり……。総務省ですよ。実施制度も含めて、ここをちょっと御助力いただかないと、なかなか見えてこないのではないかと。

むしろ、東京都さんのように水道事業者が統合していく方が、会計的には楽なのではないかというふうな気がちょっとしてしまってますね。なかなか垂直モデルとして指定されているその大阪府としても。もっと極端な言い方をすれば、末端水道事業者が経営困難に陥ってきたときには、ギブアップして、助けてちょうだいよと、こうなるかなと思うんですけど、そのときは我々はもっと大変だと思う。経営困難策を打たないかんということになりますから。できたら、今はまさにその双方に少しでも余力がある間に、何かそういうもっと強固な広域水道モデルをつくりたいんですけども。現状、そんな状況で非常に困っております。

○眞柄座長　ありがとうございました。それと、もう1つ広域のときに隘路になっているのは、公営企業の会計方式が、いわゆる官庁方式と民間の会計方式とが混在しています。だから、どこかの段階……。それは石橋さんの方が詳しいのかな。もう官庁方式を改めるべきとすること

はできないのでしょうか。

私の関係している地域でも会計方式が違うので、なかなか統合なり連携ができないというところがあって。これが広域化をするときの1つの問題になっているような気がします。

○芝池委員 情報の開示が十分ではないんですね。だから、仮に市町村同士の水平統合を想定しましても、その市町村の資産が、負債が、明らかでないんですね。まして、アンダーグラウンドにあるような、先ほどの、端的に言えば水道の未収の議論ですよ。本当に収入できるのかとか、そういった末端へ行けば行くほど、やはり臆病になってしまうんですね。先生がおっしゃった会計方式も含めてですね。ディスクロージャーをどういうふうに確保していくのかというのが、本件の広域化の場合の非常に大きな課題ではないかと。

だから、まさに水道ビジョンをマクロから、いわゆるアクションプランへどう、やる気のあがる市町村、あるいは都道府県用水事業者を導いていけるのかというところが問われているのではないかというステージへ来ているのではないかと思うんですけれどね。

○眞柄座長 大阪府さんは黒字ですけどね。用水供給でも、構成団体の赤字をなくすために用水供給の方につけ回しをしているところも逆にあるのではないかと。そういう意味では、統合しようというのは。だから、やはりもう少し長い目標を立てて、例えば東京都でも40年かかった。だから、40年かかって東京都ができたんだから、5年先に統合というのではなくて、やはり10年後ぐらいにしましよよというぐらいの計画の方が進みやすいのかもしれないという印象を、私は持っています。

○芝池委員 先生、私ども今、用水事業者として末端水道事業者は42あるんですよ。だから当然、42を10年後に一斉にぱっと囲めるかと言えば、これは絶対無理なんですよ。

○眞柄座長 うん。そうです。

○芝池委員 一つ一つですよ、やはり。

○眞柄座長 八戸企業団も、今度、市町村合併がありましたけれども、条件に合うのから統合を進めています。だから、八戸圏域の中のすべてが八戸の企業団になっているわけではなくて、入ってこられるところからどんどん入れているというやり方もあって。将来的には1つにしようという目標でやっておられるので。余り急がなくてもいいのかなと思いますね。

○芝池委員 そうですね。それはできないですね。せっかちにやろうと思ってもですね。

○眞柄座長 はい。ありがとうございます。では、また戻るとして、次の「安心・快適な給水の確保」の部分について、ここで何か御質問や御意見があればどうぞ。古米先生、何か？

○古米委員 特にここということではないですけども。

○眞柄座長 全般的でもいいです。

○古米委員 どこでもいいですか。

○眞柄座長 はい。

○古米委員 ここでどう議論するのかということの頭の整理を、さっきしていたんですけども。要は水道ビジョンで書いてあった目標や、数値目標がありますね。それに対して今どこまで来ているのかということ、今、レビューをして、さらに、ではそれに向けたときにどう課題があって、どうアプローチを追加すべきかというところを浮き彫りにするのがこの検討会の目的だと思います。改めて目標や数値目標における指標のあらわし方がよくないというレベルの、目標の設定の仕方とは言わないけれども、表現の仕方だとか評価の手法、評価の客体の問題もあるという課題もあると。

○眞柄座長 あります。

○古米委員 ありますよね。次に、とにかく目標はいいとして、徐々に施策は進んでいると。だけれど遅れているとする。では、どうアプローチすればいいのかという手法として、私の記憶では、ビジョンには正しい評価をすること、規制をかけること、うまくいくように誘導する手法だとか、ちゃんとしたビジョンを持った計画をなさいということと、あとは連携することという、幾つかの軸を書いていたと思って。それは、逆に言うと国がやる部分と、県ができるところと、あるいは事業者レベルがやることと、場合によっては企業だったり、最終的には料金を払う住民が担う部分もあるわけで、それが今回の検討課題のときにどうかかわってくるかという側面から課題を整理しないと、ただこう言葉で書かれてしまうと、何かフォローアップ内容や検討内容の構造がどうなっているのかちょっとわかりにくいような、私は気がするんです。

やはり、前回の検討会でも言ったんだけど、どこが主体をなして、どの手法で課題にアタックしていくのかという、責任体制とは言わないけれども、そこを明確にしながら、検討すべき点を整理しないといけないんじゃないかという感じを受けました。

○眞柄座長 そうだと思います。

○古米委員 それで、具体的に一個一個を見ていると、もっともなことが書いてある。

○眞柄座長 今後の課題で、ほとんどなっているけれども、カラープリントで赤は水道行政だとか、青は水道事業者だとか、黄色はいわゆる官民連携の部分だとかね。ほかの色は、これは水道利用者の問題だとかね。色分けでしてくれると、例のビジョンのときの多様な形態の水道事業というのがあって、水道事業者が真ん中であって、片側に行政があって、片側に民間があ

ってという絵がありましたよね。だからそんな感じで、この辺のところを、これはだれの仕事だよというのを色分けしてくださるとわかりやすい。そういうことでしょう。

○古米委員 そうです。それが1つ目で。ちょっと全体的な話になって恐縮ですけど、2つ目は、安心、快適だとか、災害対策だとか、また広域化は安定供給につながるんですけども、要は今までの水道を供給する上で何か安定以外に、危機管理であるとか、安心分みたいなの、もう一つ上のことの便益を提供しようという方向性を出した。

そのときに、やはりコストがかかるわけで、そのコストが危機管理に、あるいは地震対策に対してどれだけのメリットがあるかわからないがゆえに、「それは国がやればいいんじゃないの?」、「県、助けてよ」。あるいは、住民の料金から取り上げてそれはやればいいのかというような、その仕分けがちょっとできていないのだと思います。何か言葉では重要性が指摘されるんだけど、では具体的に行動しようと思ったときに、そのお金はどこから来るのかと。

○眞柄座長 それは料金じゃないですか。

○古米委員 料金なんですか。

○眞柄座長 国は支援できないと思うべきです。

○古米委員 今の話で、一番最初のところで申し上げたように、受益者負担を原則としているけれど、公共サービスとしての水道で、どこまでは公共的なお金で出すか出さないかという考え方もあってもいいんじゃないかと、私は思うんです。

○眞柄座長 厚生省がつくるいろんなマニュアルとか何かは、それはお金として出てきて、その成果は事業者が、あるいは民間が使うのであって、水道事業そのものに対して国がお金を出すというのはない。起債の償還は地方交付税を使えるというのも、あれは暗黙の了解なんだろうと思います。要するに地方財政の関係から言えば、起債、地方交付税というのは見直しをやっているのから想像すると、ますます厳しくなる。それは三位一体で、国税と地方税の案分の問題になってくるかもしれないけれども。だから、そういう意味では、少なくとも公営企業に関して言えば補助金はない前提でいかななくては。

○古米委員 例えば原則そうだとすると、この前の千葉県における水道経営の検討会の中で、要はそれぞれ事業者もあるし、千葉県営水道という大きい事業者組織があって、そのときに、要は水源が早々と確保できたところは非常に健全に運営されているけれども、後でできたところは非常に経営負担を持ちながら進んでいるでしょう?

そういうように、水道事業の中でも非常に根源的なところで受益者負担に訴えられるべきものと、非常にあいまいな部分があって、それはだれも答えを持っていないので、その地域ごと



で議論しなさいとなってくると、では極端な話、県で議論するのか、もう少し地域で、同じ水源を持っているところで議論するのか。例えば、利根川を使っている皆さんで議論しますかと、変な話になるんだけど、そこら辺が何かクリアにならないと、このビジョンを動かすときにお金のことが私は非常に気になるので、そこはどう取り扱うのかというのがすべての根源ではなかろうかと思うんですが。

○眞柄座長 では、それに対して吉口さんでも宮崎さんでも、古米先生の今の御意見について、お考えなり何なり。

○吉口補佐 費用負担の考え方ですけれども、水道施設を整備していく段階におきまして、水源ですとかそのほかの大きな先行投資が必要になってくるようなもの、国民の不可欠な生活用水、飲料水を確保するために必要だけれども、大きな先行投資が必要になってくるものについて、あるいは経営基盤が脆弱なところでも、飲み水が小さな町でも必要でありますから、そういったところで水道施設を整備していく。それについては、それを支援していくということが必要でありますし、そういったものにつきましては、これまでから国の方も国庫補助ということで、公共事業に対して財政的な支援をしてきているところでございます。

施設の更新については、これは特に財政当局の方か何かがよくおっしゃることでもありますけれども、水道事業については特に独立採算ということで、需要者の料金によって運営が成り立っているわけでございますので、そういった中、維持管理の分野で対応すべき部分もあるのではないかと。更新が必要なのであれば、あらかじめ更新のための費用を料金徴収の中から見込んでいって、将来的な施設更新に備えるべきではないかという考え方がございまして、そういったところが更新に当たっての費用負担の基本的な考え方になるのではないかというふうに思っております。事業者の方からは、従来から水道協会の全国総会などでもそうでありますけれども、更新に対する国の財政支援という要望はあるわけでございますけれども、その一方では今申し上げたような、基本的な考え方としては更新、維持管理については料金の中でまかなっていただく。どこまでそれに対応できていくのかというところはお考えいただかなければならないのかなというふうに思っておりますので。

○古米委員 いや、いや。それは私もそれなりに理解しているんだけど、例えば耐震化のための新しい技術を導入して何とかだとか、要はその導入技術レベル、今までの施設と同じものではなくて、もう一段上げていくわけですね。このビジョンの目標というのは。あるいは、広域化をして何か展開していくというものについては、当然。それも出ない？ それも各自でやりなさいという考え方が基本的な考え方なんですか。

○眞柄座長 基本的には。

○吉口補佐 基本的には、事業者で取り組んでいただく部分があるかと思いますが、ただ、国の施策として水道施設の耐震化を図っていく、阪神淡路の経験も踏まえれば、今や基幹的な施設についてはレベル2地震動というものを想定した1つのレベルが必要ではないか。そういったことを進める施策を誘導していくということも必要になりますので、そういった部分では、国庫補助の中で支援させていただいている部分もございますし、異臭味対応等で高度浄水処理施設も導入されてきていますが、そういったより高いレベルの水道施設を確保するという施策を誘導するために、そういったものに対しての国庫補助ということもやってきているわけでございますけれども、それ以外、すべからず国の方が支援していくかという、そうではなくて、やはり基本は需要者による料金負担というところがベースで、地域の水道事業において必要な対応をとっていただくということがあろうかと思えます。

○古米委員 はい、わかりました。私の聞いたかったと言うか、述べたかったというのは、要は基本的には国ができることというのは、財政というよりは別のところで貢献をするという立場をとると。あとは事業者でやりなさいと。そうすると、逆に言うと小さい事業者ではなかなか体力がないから、広域化をして、基盤をしっかりとやりなさいと。ということは、ではその広域化するなり、統合するという支援はできるだけしましょうと。お金ではなくてですね。それによって、日本の水道の質のアップだとか、安定性だとか、実施対策だとかをしましょうという大きな流れがあるということですね。では、そのような理解で課題のところについてどう整理すべきかを、頭を整理していきたいと思えます。

○眞柄座長 ほかにございましたら。

○遠藤委員 この社会的なところでは、一つは未規制小規模施設というもののとらえ方ですけれども、例えば私の町のような1万9千人規模の町ですと、水道に入っている人たちの需要家台帳というか、使用しているお客様はわかります。しかし、それ以外の方が個人で井戸を使っているのか、2、3人共同で水を引いているのかというような情報は持っていないんですね。これからの水道を考えていく上ではここが問題だと思います。個人や共同の井戸は自己責任だから関係ない、と言ってしまえばそれまでですが、病気が出たとかいろいろ問題が出るのは、このようなところなんですね。

例えば地域で共同して引いているようなところは、原水が良いからと消毒もしていないところが多い。山の入りにみんなで井戸を掘って引いているわけですから。それが役所の台帳に載せられてしまうと1年に1回、保健所が来て、こんな水を飲んで危険、ちゃんと施設を整

備してくださいとなる。小さな簡易水道でも水質検査は50項目やらなければならないという話になってしまうと、数十軒しか使わない水道に水質検査料だけで何十万円もかけられない、という話になってしまうものだから、役所も触りたくないんですね。触ると補助してほしいという話になる。未普及地域に住んでいる400万人とかという人たちの何分の1かはそういう状態だと思うんですね。ですから、そのところをどうするんだという議論がないと、多分この問題は解決しない。

次は、安心・安全ということに関してですが、耐震度の話が出ていますけれども、地震の被害を受けたときに復旧作業に使えるレベルの水道の管路台帳を持っているところが果たしてどのくらいあるかと言うと、恐らく町村部ではあまり整理されていない。工事を発注したときの図面くらいは持っているかも知れないが、いつでも使えるように整理しているかとなると別ですよ、なくなってしまうのがありますからね。災害対策とか言ってみても、台帳も整備しないで、災害が起きたときは起きたとき、とはいかない。これに関して水道統計の管路延長の数字はどうしているかと言うと、前年度が21キロとすると、今年度100メートル布設したから21,100mだという。取りかえても台帳の数字を直しておかなければ、数字があいまいになる。この程度なら全国集計には影響しないかも知れませんが、小さな自治体で管種や延長を正確に把握しているのか、ということもありますね。いま問題になっている石綿管や鉛管などは、その台帳が基本になっているわけですから。

水道は人間が住んでいる限り使うわけですので、少なくとも住宅地図レベルの図面に管の布設位置や弁栓等を入れて、ここは何ミリの管が入っていて布設年度がいつか、管種が何か判るくらいのレベルの整備はしておかないと安心とは言えないのだと思うんですね。下水道の場合は、カネをかけ過ぎるという感じはしますけれども、整備に合わせ台帳をつくるという習慣があるようです。一方、水道の方はその台帳もなかなか整備できないという話は聞きますね。

三春町は企業局が上水道と下水道を一元管理していますので、上下水道の管路は当然、一つの台帳で整理していますが。やはりそのくらいにしておかないと、何かあった場合、困ってしまうと思うんです。

○眞柄座長 はい。簡水を含めて小規模水道の台帳づくりというのは非常に重要なことだと思いますので、それはどこかでまた御議論していただきたいと思いますが、立川さん、一番最初におっしゃった未規制と自家用井戸の関係の水質管理の問題について、管理官としていかがでしょうか。

○立川管理官 はい。未規制というか、水道の未普及人口が約400万弱だと言われているんです

けれども、その中にはいわゆる給水区域内の人口というのも結構あります。お手元の参考資料、37ページに、今いわゆる水道未普及人口というところでどういう内訳にあるかというものがございませう。今、遠藤委員がおっしゃったとおり、確かに未規制の小規模な水道ないし井戸、例えば1戸単位だけで使っているような飲用井戸に対して、どこまでのことを求めるのかというのは、確かに現実論から言うと難しい部分があるんですけども、一方では、飲用井戸に頼らなくても、という地域があったりもする。そういった意味では、そういった情報はやはり整理しておくことの重要性は高いのだろうと思っております。

また、ある程度の集団で使っている、水道法の水道ではないけれども飲用水供給施設についても、全項目の検査をするのは大変だというようなお話は確かにあるんですけども、極めて小規模になってくると、細菌系のものを中心として10項目ぐらいやっってくださいと、そんな話であって、周りの汚染状況に鑑みて、場合によってはトリクロロエチレンとかをやっけて、それから砒素とかをやっけると、そういったことを言っているわけでありませう。

そういったことを的確にフォローし、周りの汚染状況を各項に反映させていくためには、どこでこういった施設があるのかというのは、やはりある程度は把握したいという部分がございます。したがって、100%把握して杓子定規に50項目すべてやれと言うと、確かに無理があるんですけども、その中で少しでも実施可能な範囲での衛生性の確保ということをやろうとすると、飲用井戸ないし飲用水供給施設というのがどの程度存在するのか、またそういった方々に注意喚起をしていけばいいのかと、そういったことも含めて、はっきり言ってゴールはないと思っておりますけれども、できるだけ把握に努めて、そして把握させていただいたところにはいろいろな情報を提供していくということが必要なのかなというふうに、私は思っております。

○眞柄座長 ほかにございませうか。1つ、給水用具に起因する事故のことがいろいろと出てくるのですが、給水設備も含めてですが、設置するときは施設基準も含めて、あるいは通水前の検査も含めて、しっかりやっています。しかし、使われている給水設備、給水用具についての点検もメンテがちゃんとされているかどうかは分からないですよね。受水槽は何とか事業者も関与してくださるようになったけれど、では直結のときの蛇口はどうなっているのかという話はないですよね。特に最近、シングルレバーなんかが多くなって、いろんな問題も出てきていると、そういうものに対する責任というのは、製造者責任が給水用具を入れてから10年もつとは思えないし、それはどうなるのでしょうか。

それで、検査請求されたときに、水道事業者も困る。いや。検査しなければいけない。だから、検査請求が来て初めて、給水用具なり給水器具の不便があるというのがわかるわけでしょ

う。

釧路の研究発表会で、東京都の方がシングルレバーの給湯管の合成樹脂がはげてくるというのを報告されたわけ。その給湯管の合成樹脂自体は、食品衛生法で使うことが認められているもの。だけれど、お湯を使っているうちに、それが破片になって蛇口から出てくるということでした。それを発見するのに、東京都さんは最先端の技術を駆使されて、それだということを見つけられて、その用具をつくっている製造メーカーに聞いたら、使われている。そういうことに関して、もちろん厚生省にも連絡はない。兵頭先生に話しに行くと、うーんと思われるけれども。

○兵頭代理 それこそ安全、快適なんていう問題とは遠く離れていますね。そんなことが現実にあるんですね。

○眞柄座長 あるんですね。発表されたから。

○東岡代理 発表を私も聞きまして、お湯の方ですね。お湯の方に何かという材質のものを使っています。

○兵頭代理 天然品があるの、当然ですよ。

○東岡代理 ええ。それが大分、最近ふえてきたということなんですけれども、その発表を聞いて心配になったのは、そういうものを水道局が発見して、その後をどうフォローするのかというのがなくて。それで、この件については水質センターからそのメーカーに問い合わせしたりいろいろして、やりとりして、メーカーの方も改善して、今は別の材質を使っていますということですからね。制度的に、水道局としてもそういうことが給水用具の中にあるということを発見して、その後、水道事業者の人たちはどうすればいいのかということ。特に何もやらなくていいことになっているし、やり出すともうきりがなくなって手に負えないこともあるし、非常に難しいことになると思います。

○眞柄座長 だからちょっと、その辺も少し検討しなければと思います。

○兵頭代理 先生、そんなことわかっているわけでしょう。経年変化で、お湯がしょっちゅう通っているのです。

○眞柄座長 それはわからなかったんですよ。

○兵頭代理 そうしたら、何年ぐらいたったらこれは取りかえなければならぬんだという、それを見なくては。

○眞柄座長 そうですよ。

○兵頭代理 水道水だからと安心して飲めなくなってしまいますね。

○眞柄座長　そうです。だから、その辺の事後管理の制度というのも、受水槽だけではなくて、やはり給水設備、給水用具も少し考えなければいけないなど、その発表を聞いていてしみじみ思いましたよ。

○山村課長　実は今、給水装置の工事事業者制度が施工後10年たちまして、その評価の委員会が、この検討会と同時並行で進んでおります。ここにいらっしゃっている古米先生が委員長をされているわけですけど。

○古米委員　今の情報は最新の情報です。

○山村課長　今のお話の類似した話で、消費者生活センターとかそういうところにさまざまな問い合わせが来ていると、こういうような話があつて。そういうのを水道事業体としてちゃんと受けとめて、水道のお客様に対してどういうふうに対応したらいいかというのを、情報提供とか、あるいは水道事業体として何かやるべきことがあるとか、そういう面について、もっと考えるべきではないかと。特に水道だけ見ると、これは今までこうやってきたのだという歴史があるんですけども、ほかの公共サービスである電気とかガスとか、あるいは最近、インターネットとか、そういうところと比べて、そして家の中まで入って、それぞれのセクターがどうしているかということと比較すると、ほかのところではやっているけれども水道ではやってくれないとか、そういう話があります。

○兵頭代理　電気でもガスでも、公的にちゃんと検査がありますから。

○山村課長　ええ。そういう御発言が、その検討会の中でもいろいろ出ております。それで、古米委員長の方針としまして、とにかく給水装置工事事業者制度にかかわる狭い意味での話だけでなく、給水装置にかかわる問題点を幅広く、どうぞ出してくださいということで、その検討会でもいろんな議論が幅広く行われるようになっていきます。

それで、先々そこを整理した上で、給水装置工事事業者制度の評価ということで整理するというようなこと。それから、それを超える、それ以外の水道を全般としてやる部分とあつて。恐らくその部分の話というのは、古米先生の検討会の方からこちらの水道ビジョンの検討会にインプットするとか、引き継ぎをするといった格好になるのではないかというふうに思います。

○眞柄座長　ありがとうございました。古米先生、よろしくお願いします。

○古米委員　そうなるように努力します。

○眞柄座長　それでは、その次の「災害対策等の充実」というところですが、宇治委員、何かこのところで御意見か御質問ありますか。

○宇治委員　先ほど、厚労省の方からの御説明の中にあつたと思いますが、例えばこの管路の

耐震化に対する数値目標というのがビジョンで出ているわけですが、数値目標というのが基幹管路は100%と。では、基幹管路とは何ぞやとかですね、そういうところの定義が、事業者によっては必ずしも明確ではないと。その辺を補完すべく、管路耐震化の検討会というのが持たれて、改めてその定義をされたり、あるいは既存の施設の評価についても議論されているやにお伺いしていますので。その辺が水道事業者にとって、もう少しはっきりと認識できるようになっていけば、1つの前進かなというふうに感じております。また、気がついたらお話しさせてもらいます。

○眞柄座長 ありがとうございます。石綿管の更新も鉛管の更新もそうですが、今、補助制度がありますよね。補助制度を適用できない地方自治体があって、なかなか進まない。こういうところに何か特別な奨励策はないものですか。つまり、起債を立てられない、補助制度を活用できないという、厳しい地方自治体が数多いんですけれどね。

○兵頭代理 先生、まだそのアスベストとか鉛管が、自分の周辺の地域でどのぐらい使われているか、まだ変わっていないかということは、住民に知らされているのでしょうか。

○眞柄座長 それはどうでしょうか。

○兵頭代理 まだ取りかえが進んでいない。

○眞柄座長 うちの町の水道で、石綿管がまだこれぐらい残っていますよとか、鉛管はこれぐらい、公道内でまだありますよとか、そういうことをその水道事業者なり地方自治体が住民にどの程度お知らせしているか。

○吉口補佐 どういう管種が今、布設されているか、残っているかということについては、例年、水道統計でも調査させていただいております。そういったことで、統計値としては整理をされておりまして、これは公表にもなっている資料の扱いなんですけど、実際にそういった自分たちの布設がえ、更新の状況がどうなのかと、これはどれだけ進んでいるのかというのは、事業者によって情報提供のされ方、ホームページで細かに説明されている場合もありましょうし、なかなかそういったところまではいけていないようなところもあるのかなというふうに思っています。

それから、鉛管の給水管につきましては、あれはできるだけ早く更新、布設がえしていただく必要がありますので、そこは厚労省の方からもそういうふうに、布設がえできるようにということで指導させていただいているので、事業者においても、給水管でありますので、需要者の方の持ち物になるわけでありまして、その鉛製のやつをできるだけ、というところに務めていただいているはずであると思っておりますけれども、それも正直言えば事業者によって取り組

みの温度差というのはあるのかなというふうに思います。

○兵頭代理 国民の健康を考えたときに、そうすると私たちは住むところをこれから十分に選択していかないと。税金だけではなくて、ですね。そういうことも考えなくてはならない。税金は、もう随分考慮して。おうちを取りかえるときに、同じ東京都内でもこの市の方があれだとかということをおっしゃるくらいでね。東京の晴海の方にマンションを移した方がいいとか言っていらっしゃるくらいなんですけれども、ただやはり今、情報化時代と言って、特に健康にかかわるそういう情報というのは、やはり自治体で誠意をもってして、そして議会、町議会であるとか市議会であるとか、そういうところでやはり真剣に検討していただかないとね。

私は特にアスベストとか、鉛もそうですけれども、すぐに急性毒性のように症状が出てくるものではない。やはり10年、20年たって、あのときにこうだったと。元に戻らないようなことがあるときは、これは大変な問題になりますので、やはりできるだけホームページ、ホームページを開いて関心のある人がほんのちょっとしか見ない、何%しか見ない。本来は、やはり回覧板であるとか何か。そうしたら、あるいは住民の方から、少し水道代を上げてもいいから、早く直してほしいというような要望が出ないとも限らないですね。自分たちの健康の問題ですから。何かもう少し積極的なアプローチをしていただいた方が、私は官・民ともにいい設備をあれして。特に水道というのは、生きる一番根源ですから。その辺のところはもっと積極的に、行政の方でお考えになって、住民の方にいろいろ問いかけ、あるいは一緒にやっ払いこう、金銭的のところ。できないところはどうかというふうに、おはからいになっていただきたいなという感じがいたします。

○立川管理官 委員長、まさしく吉口から申し上げたことと同じですが、水道事業体によってかなりその辺の取り組みに差が出てしまっておりますので、その取り組みの差がもう少し見えるような形でやるということも、我々必要なのかなというようなことも思い始めています。

それと、あと1点だけ。今、毒性の関係で御指摘いただいたわけでありすけれども、アスベストについては、経口、口から入る場合は、呼吸器系の入り方とまたちょっと違いまして、どちらかと言うとアスベストについてはつぶれやすい。先日、岡山でも導水管が破裂するような事故がありましたけれども、有害性というよりは、どちらかと言うと耐震性ですとか、もろさの観点で、我々、対策を進めなければいけないと思っております。いずれにしても、そういった水道も事業体によって取り組みに差があるということについては、どういうふうにしたら進むのかというのをもう少し見えるようにしないと、なかなか全体的に底上げができないのかなという認識は持っております。



○兵頭代理 かつて先生、一般家庭のところのパッキンが使っていましたね。あのときにはやはり、少しずつ水道水の中に入るからと、あの委員会で、これはやめましょうということに、使ってはいけないということにしましたね。それなのに、管の方にはそれが使われていたというのは、あのときにもっとそれに対する対策とか考えていたら、もっと早く直ったのではないかと。御一緒した。済みません。

○眞柄座長 そうですね。ありがとうございました。

○佐藤委員 1点よろしいですか。冒頭の先生のお話の中にもありましたし、またここにも渴水対策の話が出ていますけれども、極めて今四国は深刻ですし、また東京、関東も今年はそういう意味では渴水に見舞われるのかなと。もう既に国交省を中心に対策会議みたいなものを招集していると思いますけれども、渴水になりますと。ダムを管理している国交省と、それから農水を持っている農水省とで、厚生省がなかなか表に出てこないというふうに見えるんですけども、その辺、予測されるこの渴水問題にかかわって、厚生省並びに今、東京都さんも含めて、どういう対策をしようとしているのか。とりわけ、この地下水利用問題でまた都内の地盤沈下問題も、これは早晩、深刻な事態が予測されるのではないかというふうに思いますので、ぜひその辺は情報提供という形で、あればお願いしたいと思いますけれども。

○眞柄座長 今、健全な水循環会議は定期的には開催されていないですよ。

○山村課長 定期ということではございません。

○眞柄座長 健全な水循環の中に水資源もテーマに入っているから、渴水のときの調整というか、厚生省が積極的に参加できるんよ、というのが佐藤委員の御趣旨だと思います。

では、続いて4番から御説明ください。

○吉口補佐 それでは、資料の4)の「環境エネルギー対策の強化」のところにつきまして、御説明申し上げます。水道ビジョンの中では、主要な施策としまして、水道運営への経済性と環境保全の両面でメリットがあるというような、Win-Winアプローチの導入を図っていこうというふうな施策を掲げておられますのと、水利用を通じた環境保全へ積極的に貢献していこう、さらに水循環系の構築に向けた連携強化、施設の再構築ということに取り組んでいこうという施策を掲げているところでございます。

まず、Win-Winアプローチの導入に関しましては、浄水汚泥の関係で、有効利用率を100%にしていこうという数値目標を掲げてございますが、これにつきましては一応着実に上昇の傾向にはございます。一方、単位水量当たりの電力使用量でございますけれども、これは10%削減ということで、水道ビジョン策定時にはm<sup>3</sup>当たり0.5kwhというような状況でございましたけれ

ども、それを0.45にしようという目標設定をしております。こちらの方は逆に数値が上がると改善されていないと言いますか、逆に目標から遠ざかっているような状況になっているところでございます。

これらの関係につきましては、「水道事業における環境対策の手引書」というものをまとめまして、ホームページにも掲載をし、それらを参考に環境対策の充実を促している状況でございます。それから2番目のところでありますけれども、水利用を通じた環境保全への積極的貢献につきましては、石油代替エネルギーの利用について、利用する事業体の割合を、すべての事業体がそういうふうな形にもっていこうというふうに行っているところでございますが、現状においてはまだ低い数字ではありますが、代替エネルギーの利用事業体の割合は増加しているところでありまして、再生可能エネルギーによる電力使用量につきましては、17年度で0.3%という数値が得られたところでございます。これらに関しましては、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、一定以上の電力を使用する事業場については定期的報告などが義務づけられてございますけれども、配水量当たりの電力使用量、17年度で0.51kwh/m<sup>3</sup>ということで、原単位が上昇しておりますので、現在のところは単位当たりの削減は進んでいないような状況でございます。

それから3つ目のところで、水循環系の構築への連携強化、それから施設の再構築の関係につきましては、有効率を数値目標として掲げておりまして、事業規模別に大規模なものについては98%以上、中小規模では95%以上を目指そうとしてございます。まだそこまでは到達していない状況、近年はほぼ横ばいというような状況になってございます。この有効率の向上の関連につきましては、国庫補助の中で老朽管等の更新を対象にした事業もございまして、そういった施設の計画的な更新を支援しているところでございます。

評価といたしましては、浄水汚泥の有効利用については引き続き率の向上を促していく必要があるという状況でありますし、電力使用量につきましては上昇傾向にありますので、省エネ対策とあわせて再生可能エネルギーの導入を推進する必要があると思っております。今後、改築・更新を進める必要があるわけでありましてけれども、この改築更新を逆に好機ととらえて、施設の最適配置を検討することによって、システムとしての消費エネルギーの最小化に努めていくということも、そういった観点も必要であるというふうに考えられます。それから有効率は、近年横ばい傾向でございますが、施設の老朽化や事故割合等とあわせて検証をすることによって、要因をさらに分析する必要があるのではないかと考えられます。健全な水循環系の構築につきましては、適切な手法について、さらに検討をしていかなければならないとい

うふうに思われます。

現時点で整理される今後の課題でございますけれども、浄水汚泥と廃棄物の有効利用につきましては、一層の推進方策の検討が必要ではないかと考えられます。省エネ対策につきましては、改築・更新の際に大きく原単位が減少する可能性があることを踏まえまして、施設最適配置や省エネ機器の使用についての検討を進めていく必要があるのではないかと考えられます。また、水の有効利用を通じた省エネという観点からは、横浜市などにおいて水の気化熱を利用するなどによって、エネルギー使用量を削減する、そういったような取り組みも進められているところもございます。社会全体のエネルギー使用量削減についての検討が必要ではないかと考えられます。それから、老朽管路の積極的な更新を進めることによりまして、より一層の有効率の向上に努めることが必要ではないかと考えられます。水循環系の構築については、関係者の連携という観点から、水道事業者だけでは対応できない危機の分析と対応策、それらを水安全計画の考え方の活用などによりまして推進するといったことが必要ではないかと考えられます。

続きまして、5番目の分野になりますけれども、「国際協力等を通じた水道分野の国際貢献」についてでございます。こちらにつきましては、この分野の国際貢献を推進していくということと、それから国際調和の推進など、水道の国際化に対応していくということが主要施策に掲げられているところでございます。

まず、国際貢献の推進につきましては、研修生の受入数を10年間で約600人にしよう、あるいは逆に派遣専門家、長期、短期をあわせまして10年間で約300人という目標設定がされているところでございますが、研修生受け入れにつきましては実績の方も高い割合で推移してございますが、派遣専門家については少し設定しました目標に到達しがたいような状況ではないかと見られます。

それから、水道の国際化への対応の関連につきましては、日本水道協会の業務指標、P Iをすべての事業で用いることによって、業務改善を実施するという目標を掲げてございますが、現在のところ、こちらの数字は年度ごとにP Iを新たに使い出した事業者の数ということでございますけれども、まだ少数にとどまっているような段階でございます。

国際貢献、国際化に対応した取り組みの進捗状況といたしましては、事業者を中心にしまして、専門家の養成、確保、研修員の受け入れを実施してきていただいているところでございますけれども、そのほか、国際的な会合への参加による貢献としましては、世界水フォーラム等における情報発信などを実施してきているところでございます。

それから開発途上国、特に東南アジアを中心にした途上国へ向けてでございますけれども、そうした国の水道分野における将来予測をしますとともに、発展のシナリオを作成し、我が国の国際貢献の枠組みも視野に入れながら、日本の水道界が開発途上国に対してどう関与し、地上展開していけるかというような検討もしているところでございます。

それから、O&Mネットワークということで、こちらの方はこのA3の資料の後ろの方に参考2-1というところがございますけれども、こうしたネットワークへの財政支援を継続的に実施しますとともに、日本の保健医療科学院がコーディネーターとして中心的な取り組みを続けているところでございます。このO&Mネットワークでございますが、1980年代に、安全な水の供給の面で目標を掲げまして、昨年、飲料水供給と衛生の10カ年計画が実施されたところでございますけれども、その経験を通じまして、途上国の施設の運用管理に携わる人の技術力、施設の維持管理への重要性の認識が不十分であったということで、機能を維持していく上で、これが大きな障害になっていることが指摘されておりましたので、このO&Mネットワークでは途上国の施設の持続的な発展のために、O&Mの重要性についての理解と、それに携わる人の技術力向上ということに取り組むということで、ガイドラインですとかマニュアル、教材などを普及していくための国際的なネットワークとして構築されているものでございます。コーディネーターとして中心的な役割を担っているのが、国立保健医療科学院の水道工学部でありまして、そこにパートナー機関としまして、WS SCCが、WHO、ワールドバンク等々がかかわっているということでございます。

もう一度、5)のところを戻っていただきますと、既にISOの関係、規格の関係でございますが、ISOのTC224の活動関係につきましても、日本は積極的な貢献をこれまで行ってきてございますが、そうした日本の積極的に貢献してまいりました規格が、本年、その総会、11月の下旬でございますが、都内で開催される予定でございます。同様に、後ろの方の参考2-2というところをごらんいただきますと、今回、発行が予定をされておりますのは、当初、平成13年の4月にフランスの規格からの提案で始まったものでございまして、水道サービスのISO規格でございます。

具体的な取り組みとしては、13年の9月からISO専門委員会、TC224が設置をされまして、検討が進められてきたということで、上下水道の利用者サービスの向上と評価に関するガイドライン、あるいは上水道事業のマネジメントとサービスの評価に関するガイドライン、それから下水道の方も同様のマネジメントとサービスの評価に関するガイドライン、この3本立てのガイドラインが取りまとめられたところでございまして、今年の7月に国際規格として発行さ

れる予定でございます、それを受けた総会が、先ほど申し上げましたように11月下旬に都内で開かれる、そういう流れになってございます。

そのほか、こうした取り組みのほかには、日本水道協会の方で水道用の資機材については検査制度というのをこれまでも運用されてきてございますけれども、今、その点検、見直しの検討が進められております。そうした中でも、水道の国際化という流れを踏まえた対応をしよう、そういった視点を踏まえながら見直しを進めようという取り組みが今、進められてございます。

それからもう一つは安倍内閣で力を入れております、アジア・ゲートウェイ構想。先般、この構想が取りまとめられたところでございますが、参考資料の最後から2枚目でございますが、参考2-3でございます。アジア・ゲートウェイ構想の概要というものをつけさせていただいてございますが、こちらは問題意識としましては、人口減少を迎えた日本として、スピード感をもって国をオープンにして、海外の活力を取り込む必要があつて、アジアとの経済関係強化や人的・知的・文化的交流は政治外交的にも重要と、こういう問題意識のもとに、アジアの成長と活力を日本に取り込み、新たな構造と成長を実現しようということでもとめられているものでございまして、最重要項目として、その下にございます10ポイントが掲げられているところでございます。

そして、その次のページの参考2-4をごらんいただきますと、この際重要項目の10番目のところでございますけれども、アジア共通課題に関する協力・研究の中核機能の強化、こういう中で、環境、エネルギー等に関する協力等のネットワーク等の構築ということが掲げられておまして、その中に水の管理・供給、アジアに関しまして、アジアにおける飲み水と衛生に対する対策のニーズの高さを踏まえまして、第1回アジア・太平洋水サミット（これは本年12月に大分の別府で開催されることになってございますが）への積極的関与、アジアの水管理・供給政策への立案支援等を推進していくということが位置づけられますとともに、その下でございまして、重点7分野の1つを占めまして、国内市場型産業の競争力強化ということが掲げられまして、その国内市場型産業の競争力強化の1つとしまして、公共水道事業等の公共サービスにつきましても、海外関連産業の海外進出を促進しようということが位置づけられたところでございます。今後、こうした構想への位置づけを踏まえまして、水道事業の国際展開が重要施策として進められる、進めていく必要があるという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、国際分野の総合評価でございますけれども、研修生の受け入れや派遣専門家については、派遣専門家については立てました目標値に対して低いという状

況もございますけれども、相応の実績が見られているのではないかというふうに考えられます。それから、水道産業界が途上国等に対し、国際協力の枠組みも視野に入れて積極的に関与し、市場として展開が可能となるような支援体制が必要であるというふうに考えられます。また、人材組織の拡充などにより、国際協力に貢献可能な人材を継続的、安定的に確保可能な体制確立ということも必要であるというふうに考えられます。それからまた、水道会において世界的な国際化が進展している状況であり、WHOやIWA等の国際機関、ISO等の国際的活動に一層貢献していく必要があると考えられます。また、業務指標、PIにつきましては、これを用いた業務改善の必要性について、さらなる啓発活動が国内的にも、さらに海外へ向けても必要になってくるのではないかというふうに考えられます。

今後の課題といたしましては、事業体が主体となった従来の体制での国際協力を継続するという事は、なかなか難しいような状況も考えられますので、水道分野の国際協力を支える国内体制、いま一度再構築する必要があるのではないかと考えられますし、また、これまで技術協力、政府開発援助は施設の整備に主眼が置かれてございましたけれども、施設の維持管理を民間活用、人材育成を行いながら、長期的なスパンで実施するための具体策の検討ということも必要であるというふうに考えられます。こうしたことを踏まえて、アジア・ゲートウェイ構想に基づく措置について、積極的に取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えられます。さらに、国内の水道界において、海外の知見、技術の積極的な活用など、国際化、海外展開を見据えた国際競争力の強化を図ることも必要であるというふうに考えられます。PIの関係につきましては、国内での一層の活用、有効利用を検討を進めるとともに、こうした日本がまとめた手法が海外でも活用されるようになるように、国際的展開という視点も必要ではないかということでございます。

それから次のページの6)の「制度的対応」と、その次の7)の「技術開発・技術者の確保」につきましては、これは分野横断的な事項ということでございます。まず、6)の「制度的対応」でございますが、右側の……。

○眞柄座長 吉口さん、この「総合評価」と「今後の課題」を説明していただければ、大体おわかりになると思うので、お願いします。

○吉口補佐 はい。済みません。それでは、「制度的対応」につきましては「総合評価」のところから説明させていただきますけれども、まず水道の管理にかかわるものとしまして、水道法の中では水道技術管理者が技術的な業務を担うというふうになってございますが、立ち入り検査の結果でも申し上げましたが、技術管理者による監督が十分に行われていないような実態も

ございますし、これからソフト統合がいくという中で、これまでの技術管理者1人がそういう役割を担っていくということで十分対応できるのかということもあり、対応を考えていく必要があるのではないかと考えております。

それから、水質検査の関係につきましては、当然のことながら適切に実施いただくということが必要ではありますが、この検査にかかる費用負担、コスト要因となるものがございますので、水質検査が必要十分なものとなっているのかということは、再検討することも必要ではないかと考えられます。

それからその次には、専用水道の関係の問題について指摘をしてございますが、近年、膜処理技術の進展もありまして、地下水を水源とする専用水道の設置というものが進んできている状況でございます。そうした中で、事業体側が逆に上水を売る量が減ってくることにもなりますので、苦慮されている面、あるいは水質管理の面で問題が懸念されている面がございます。そういったことで、この専用水道の問題についての対策というものも必要であるというふうに考えられます。

それから、その下は水質基準の関係でございますけれども、水質基準につきましては、16年度から50項目の新水質基準が施行されてございますけれども、pHですとか味、臭気、色度、濁度以外の項目につきましては、その項目基準値を改正する際には内閣府の食品安全委員会において、食品健康影響評価を受けることが必要とされているところでございまして、そういう食品健康影響評価を受けることになってございますが、水道行政の円滑化のためには、健康影響評価を要しない項目を整理するなど、基準制度の再検討も必要ではないかというふうに考えられます。

そうしたことから、今後の課題といたしましては、1つ目は水道法規制対象外の施設のことについて述べてございますが、規制対象外の施設の衛生対策については、今後も制度的対応の必要性について検討をしていく必要があるものと考えております。

それから、主要なものとしましては、水道施設の適切な管理の確保、管理責任の明確化を図るための制度的対応の検討も必要ではないかというふうに考えられます。また、水質検査につきましては、立ち入り検査等によりまして適正な履行を指導していくということではあります。簡素化等の面から、現状の水道法の規定で見直す必要がないかという部分について検討も必要ではないかというふうに考えているところであります。

それから専用水道の関係につきましては、専用水道を設置する際に水道事業者との調整といったようなことがなされるように、制度的な対応の検討が必要ではないかというふうに考えて

いるところです。

次に、「技術開発・技術者の確保」につきましてでありますけれども、この部分につきまして、まず技術にかかわります研究、あるいは開発の関係でありますけれども、総合評価といたしましては、水道水質に関する調査研究の成果につきましては、水質基準の見直しに逐次、反映していくという方向で進められてきているところでございます。水道事業者による水質検査結果も有効に活用されているというふうに評価できるのではないかと考えております。

それから、原水条件に応じた最適な浄水プロセスの選定指針ですとか、原因物質の除去方法等に関する開発研究に対しても、研究費の補助を行ってございますが、国民が求めている安全でおいしい水を供給する上で適切な浄水処理方法が選択されることが今後期待されると考えております。

それから技術者の確保の観点につきましては、日本水道協会におきまして自主資格ということで、これは本日の「運営基盤」のところにも出てまいりましたが、水道施設管理技師の制度をスタートされておまして、登録者数は年々、着実に増加しているところでございます。そういったことから、水道事業に従事される技術者の個人の能力を明らかにするための取り組みというのは進捗してきているような状況でございますけれども、事業体として水道事業を行う組織として、技術的な面での水準はどうか、客観的な評価制度の確立はなされていないということになろうかと思えます。

それから、先進的な水道事業者においては、技術の継承のための取り組みが行われておまして、一部で退職した技術者の経験を生かす取り組みが進められているような状況でございます。

そうした評価を踏まえまして、今後の課題でございますけれども、研究開発の部分につきましては、調査研究、技術開発、いずれにつきましてもより一層の推進を図る必要があるのではないかと考えられます。技術者の確保につきましては、水道分野における事業運営の客観的な評価制度の確立について検討を行う必要があるのではないかと考えられますし、また、日々の業務の中で培われてきた水道技術の承継や、高度な水道技術を身につけた人材の有効活用を促進する取り組みが必要ではないかというふうにまとめさせていただいております。

○眞柄座長 では、そこまでで。ありがとうございました。古米先生が早めに退出されるそうですので、御意見を。

○古米委員 では、4)の「環境・エネルギーの対策の強化」というところで、総合評価に書いてあるように、健全な水循環系の構築という言葉はいいのだけれども、具体的にどうすれば



いいの？みたいなどころがあつて。適切な指標について検討を行ことは私も重要だと思います。

しかし、個人的にはまずはその都市なら都市でもいいでしょうし、水道と下水道あわせてこの水がどれだけ来ていて、どれだけ使ってどこを回っているのかというような、水収支図みたいなものを、やはり大きい事業体はつくられるというのが、一番スタートなのではないかと思っています。そういうのをやはり明記して、みんなが水の流れはこうなのだという認識を持たない限り、どれが望ましいのかと。ここの水の流れが変わったときにすごい影響があるのかどうかというのを、やはり言葉ではなくて図なり数値にすることが第一歩なので、ぜひこういう機会で作っていただければいいと思いますし。私も現在、努力をしているので、話が進むと私も作業がしやすいのかなと思うので、よろしくをお願いします。

2つ目は、前回もそうですけれども、エネルギーの0.5ぐらいから0.45と。その0.45というのは10%削減ですけれども、それに向けてどんな戦略があるかというのも前回出ました。そうすると、具体的にどれくらいのことをしないと0.45にならないのかというシナリオぐらいを見せていかないと、やはり事業体の人も混乱するのだらうなど。それが、環境対策の手引書に書いてあるのであればいいのしょうけれども、何かそうではないような気がするので、ぜひそういったものをこういった国レベルで示すというのが大事なのではないかと思っています。

次に、5) についてです。これは私、7番の国際貢献とも若干関わると思います。日本が国際的に非常に水道分野で持っている膜の技術だとか、あるいはメンテの技術だとか、省エネの技術を海外に出すというのは、十分国際協力の貢献になるので、7) だけでなく、こういう5) のところにも明確に打ち出して、厚生労働省を超えて経済産業省もペアで、日本の水道の事業体プラス企業がセットで、国際的にも相互にメリットがあるような形の書き方もあるのではなかろうかという気がします。

もう1つは、下水道協会は『Sewage Works in Japan』という本を日本語と英語で出しているんですが、『Water Works in Japan』という本はありますか？

○眞柄座長 あります。

○古米委員 失礼いたしました。では、そういったものが多くの方に、私自身は知らないのではまずいのでしょうかけれど、日本語版と英語版と両方書いているようなものが、多くの方が見られるといいなと思ったので。すでにあるそうなのでいい、ということですね。

次は、6) に関しては、専用水道に関する地下水の観点に関連して、環境省も地下水をどう扱うかという議論を今やっていると思います。基本的には地下水は公共用水域ではないので、その土地にある人は水を使っていよいよということもあるし、病院等は非常用に必要だという

それなりの理由があって地下水利用の専用水道を導入されていますけれども、ぜひそういった地下水の取り扱いに対して、検討したり動いているところに厚生労働省からも積極的にアプローチして、地下水はこうあるべきだと議論してはと。私、個人的には、田舎の地下水と大都市の地下水は別扱いにすべきだという概念は持っているのですが、特に水道としてどう地下水を扱うのかという立場から、もう少し、今の法律を超えた議論をしてもいいのかなという気がします。

最後の7) ですが、先ほど国際的に技術を紹介するという話をしましたけれども、実はその技術者の確保にかかわって、先ほど国際的にも日本のレベルの高い技術者を海外に送って、そういう技術だとかメンテだとかそういうところをやるだけけれども、ある意味、国際貢献だけではなくて国内貢献ができるのではないかと。要は、東京だとか大きい事業体の人材が海外に行くだけでなく、国内の経営や技術に将来不安のある中小の事業体に国内貢献に行くというのを何か制度化するなり、国としてしっかりやるのが大事ではないかと。先ほど出たように地域水道ビジョンをつくろうと思っても、どうすればいいのかが明確でないがゆえに、相談する相手も限られているわけだから、しっかり立案経験のある人材がいる事業体の方が協力に行くという、国内貢献制度みたいなものをつくるのが重要で、それはちょうど技術者の確保のところにつながるのかと思うので、国際的な人材の派遣ではなくて、国内のレベルの派遣みたいな。派遣というのは変ですけども、そういったことを、何か事業体単位内でしか行動できないのをどこかで壊すのを、国か都道府県のレベルでそういったものを制度化するということを推進することが、日本全体の水道の技術レベルだとか方向性を上げるという点においては意味があるのではなかろうかということです。以上、勝手ながら申し上げました。

○眞柄座長 ありがとうございます。では、ほかの委員の方で、4) から7) までのところで。順は問いませんので。御質問や御意見、おっしゃってください。

○芝池委員 6) の制度のところの、その専用水道なんですけれども、実は大阪府下の、かなり問題になっておまして。これ、ひとえに経営上の問題になってきているということなんです。だから、いわゆるイニシャルコストなしにして、今後10年、20年で水を買っていただければいいのなら、これぐらいで、地下、かなりの深度のところでも良好な水質をくみ上げて水を供給しますと。今さっき、古米先生がおっしゃったように、病院等の非常水としての役割とは別に、明確に、安くて大量の水を使うところがどんどん専用水道を入れてきていると。これは、言ってみたら水余り現象の中で、水道事業者にとってはかなり大きな死活問題になってきている。ぜひとも広角度的に、厚生労働省の方でこの当たりに対してちょっと調査をしていただくなりして、ビジョンの中で方向づけをやっていただければありがたいということでもあります。

日水協の方で、料金制度の見直しに入りましたから、これも逡増料金制にやはり大きな原因があるというのはもう我々も認識してしまして、ただ、なかなか決め手がないということではね。ある府下の市町村で、去年の4月から料金体系を見直されまして、逡増料金を抑えて福祉料金制みたいなやつを取ってですね。議会でかなり議論されますので、苦慮されて実行されましたけれど、そこは比較的経営上ゆとりがあるからできたのでありまして、経営上ゆとりがなければかなり大きな問題になってくるという現状がございます。

○眞柄座長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。

○遠藤委員 今の逡増制の見直しの話ですけれども、最近、水道料金負担が大変なものだから、大口使用者が専用水道にして切替えているため、少子高齢化の影響も重なって使用料収入が激減しているという問題が各地で起きています。しかし、水道界としてはまだ真正面から取り組んでいるとは言えないですね。私は今、下水道使用料算定基準を見直す委員会に参画しているんですけれども、そこでも同じような議論が出ています。このようなことは規制を厳しくして大口使用者を水道に囲い込もうとしても、その流れはとまらないと思うんですね。時代が変わっているわけですから、見直すことも、こういう中で考えていくべきではないかと思います。

大口利用者が使う工業用水は1立方メートル当たり20円とか30円というレベルなのに、上水道は1月100トン以上使えば200円以上になってしまう、使えば使うほど高くなるわけです。逆に、住民の使用は10立方メートルまで100円以下という水準ですから、ここは制度そのものをもう一回考え直してみる時期に来ていると思うんですね。

このような問題は、国がかかわる問題ではないのかも知れませんが、料金収入の減収で経営に大きく影響している問題ですから、検討に値するのではないかと思います。

○眞柄座長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○佐藤委員 さっき古米先生が言われた、国際貢献も大切だけれど、地域貢献に伴う。これは技術力の確保の問題ですね。例えば07年問題で言うと、これはすべての企業体の問題だ。あと、中小で言うと、このビジョンが提起された背景にはあったのは、技術力をどう確保するかというようなこと。例えば昔、特にこの大都市を中心に水道事業が発展をしてきて、拡張から維持時代へと。拡張のときの設計技師なんかを中小の事業体へといったときに、結局は何がネックだったかと言ったら、労働条件が大変大きな課題だったと思うんですけれども。さっきの立ち入り検査の話ではないんですけれども、本当に住民のための水道、住民のニーズにどうこたえていくかということも含めて考えていくと、真剣にやはり何ができるのか、どうすればいいのかということまで突っ込んだ話が求められるのではないかと。

問題は、そのときに、ではどこが主体となってやるのかというところが大変大きな問題になるというふうに思うんですけれども。それは厚生労働省、また水道協会、関係者が本当にこのこよなく愛する水道の熱意を持って前へ進めていただけないものなのかというふうに思います。

○眞柄座長 要するに地方自治法、地方公営企業法で、自分の行政区域の外へ仕事をしにいけないという制度が、かなり足かせになっていますよね。東京都水道局さんが隣の神奈川県の水道の面倒を見たっていいわけだし、越えて水源地の群馬の水道を見たっていいわけですよ。だけれどそれは今、できない仕組みになっている。だから、先ほど最初に芝池さんが言われたように、府全体で垂直統合しようと思ったときに、それがあある種の一部事務組合でやるにしても、それはやはり大阪府の中でしかできない。道州制になれば、もう少し緩やかになるのかもしれないけれども、逆に水道特区みたいな形でね。やろうと思えば可能性もないわけではないので。制度的な問題とすれば、やはりそういうふうなことも念頭に入れていかなければ、新たな広域化というのは難しいので、やはり考えてもらいたいと、私も思います。

水質基準の見直しなんかも、然るべき話ですが。宇治さん、産業界から出てきていただいているので、ゲートウェイ構想に期待するところあたりをお話ししていただだけませんか。

○宇治委員 そうですね。期待は大いにいたしますが、やはりもう具体的な取り組みですよ。

○眞柄座長 そうですね。

○宇治委員 もう具体例、ターゲットを決めて、そいつをやってよね、というようなことやらしないと、ですね。

○眞柄座長 そうですね。

○宇治委員 一般論ではもう進みませんよね。それはもう民間企業の中でもそうなんです。我々も調査を何回もやっても、一般論では一歩踏み出せませんから。やはり比較的リスクの小さなものでも選んで、それでやると。こういうふうに決めれば、決めなければ進まないだろうというふうに、今痛切に感じております。

○眞柄座長 ありがとうございます。国際貢献という言葉は非常にやわらかいんだけど、例えば中国で仕事をしようと思っても、何々省のどこの町で給水人口何人の上下水道のプロジェクトがあって、そのプロジェクトに対して、中国の国策の投資会社がいくら投資して、日本側にどれだけ期待して、何を期待しているというようなね。そういう情報は民間ではなかなか取りにくい。だから逆に、そういう情報を提供するようなセミナーみたいなものを、中国側でやってもらうぐらいのことをしないと、リスクがどれだけあるかというのはわからない。今ま

でどおりのやり方では、なかなか進まないの。少し具体的な枠組みを考えるべきだと思います。

日本政府も、ゲートウェイ構想でそういうテーマが出ているので、民間もやりやすいのではないかという印象を私は持っていますけれど。

ほかにございますか。そろそろ時間になってきていますが。兵頭さん、何かありますか。よろしいですか。

○兵頭代理 はい。

○眞柄座長 ほか、よろしいですか。東岡さん、何か？

○東岡代理 最後の水道技術の継承だとか人材の有効活用。いろいろ議会で説明に回ると、政党によってはこの水道について、専門技術を身につけた人が60歳ですぐ卒業というのはもったいないから、もっとこれを活用するべきだと言ってきて、応援してくれるところもありますし、別の見方をしている、これは水道局職員の雇用対策でやっているんじゃないかというふうに傾くところもありますし。実態は、我々は雇用対策ということよりも、水道事業を運営していくためにはどうすればいいかということでやっているつもりなんです。こういうところにいろいろ取り込んでいただいて、うまく、国全体としてもこういうことは必要だということのアナウンスしていただくと大変やりやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

○眞柄座長 それでは、特になければ時間ですのでこの程度にしたいと思います。あと、事務局からその他のことについてお願いします。

○大宮補佐 資料をもう1つ。5というのがございます。これですけれども、今後のスケジュールという形で、きょう、2回の検討会が終わりまして、次回は7月開催という予定になっております。内容としましては、前回お出しした資料と少し変えまして、7月に地域水道ビジョンの事例の紹介等を入れて、項目については少し、それを踏まえてずらしたような形のスケジュールで、3回以降、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それと、第3回の具体的な日程ですけれども、これもちょっと委員の方のお手元の方に日程調整表をつけさせていただいております。きょう提出できるようでしたら、きょう提出していただければありがたいと思います。もしくは、後日、ファックスでも、事務局の方に送っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

○眞柄座長 地域水道ビジョンの事例紹介で、簡素な事例を紹介してください。東京や横浜、大企業体がつくったのを紹介していただくのもいいけれど、これでもいいんだよというのを見せてもらおうと、これから策定しようとしている中小の事業体はやりやすい。

遠藤さんのところなんかもいいのかな。遠藤さんのところはありますか。

○遠藤委員 いやいや、僕のところは今、もっと簡単にできる方法がないか考えているところ  
です。

○眞柄座長 どこかでもう簡単なものをつくってもらって、こういうのでいいという事例があ  
ればと思います。

○山村課長 遠藤さんのところは、地域ビジョンの作成の手引きみたいなをつくってやって  
いたんですね。小規模水道の話でね。

○遠藤委員 はい。

○眞柄座長 そう、そう。だから、そういうのをぜひ出してください。それではよろしいです  
か。きょうはどうもありがとうございました。

○山村課長 どうも長時間にわたり御議論いただきありがとうございました。きょうは第2  
回目でございますので、全般的な観点で御議論いただきましたけれど、次回からはテーマに絞  
ってまとめてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。どうも御苦勞  
さまでした。

(終了)